

# 埼玉県防犯のまちづくり推進計画

(令和2年度～6年度)

埼 玉 県



## 目 次

第1章 全体的事項	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の基本目標	2
3 計画の期間	2
4 計画のポイント	3
5 計画の基本構成	3
第2章 本県の犯罪情勢	5
1 全体的傾向	6
2 人口千人当たりの刑法犯認知件数の状況	7
3 県民の生活に身近な犯罪の状況	8
(1) 各種犯罪の状況	9
(2) 住宅対象侵入窃盗の状況	10
第3章 これまでの主な取組と成果	11
1 防犯のまちづくりに関するこれまでの主な取組	12
(1) 県民や事業者等の防犯意識の啓発	12
(2) 自主防犯活動等の推進	13
(3) 都市環境の整備	15
(4) 子供を犯罪被害から守るための取組の推進	16
(5) 規範意識の啓発	17
(6) 特殊詐欺対策	17
(7) 女性を犯罪から守るための取組	18
(8) 自転車盗防止対策	18
(9) 警察官の増員をはじめとする警察活動の充実強化	19
2 これまでの成果	20
(1) 長期目標の達成状況	20
(2) 施策指標の達成状況	22
第4章 今後の課題	23
1 県民の防犯意識の向上	24
2 地域における犯罪抑止力の維持・向上	25

3	防犯に配慮した都市環境の整備	26
4	子供に対する犯罪等の防止	27
5	社会的な規範意識の向上	28
6	特殊詐欺被害防止対策の強化	29
7	女性を狙った性犯罪やストーカー等の防止	30
8	自転車盗の防止	31
9	県民に不安を与える犯罪への対策	32
10	過重な警察官の負担の軽減	33
第5章	防犯のまちづくりに関する施策展開の方向	35
1	基本方針	36
2	県民運動としての展開	36
3	長期目標	37
4	推進計画の施策体系	38
第6章	防犯のまちづくりに関する主な取組と指標	39
1	自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図る	40
2	お互いが支え合う地域社会の形成を図る	42
3	安全な都市環境の整備を図る	44
4	子供を犯罪被害から守る	46
5	規範意識の高揚を図る	48
6	県民に多大な不安を与える犯罪・多発する犯罪への対策を図る	50
7	警察活動の充実強化を図る	52
参考資料		53
◆	施策体系・取組一覧	54
◆	長期目標・施策指標一覧	60
◆	用語解説	62
◆	埼玉県防犯のまちづくり推進条例	66
◆	埼玉県防犯指針等	71
◆	埼玉県特殊詐欺撲滅条例	82

★ 文中に\*を付した語句は、62ページからの「用語解説」を参照してください。

# **第1章**

## **全体的事項**

## 1 計画策定の趣旨

本県の刑法犯認知件数\*は、平成16年には戦後最多となる約18万件に達しました。同年、議員提案による「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」（以下「条例」という。）が施行され、この条例に基づき平成17年に「埼玉県防犯のまちづくり推進計画」が策定されました。

その後、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりは県内で着々と進展し、特に自主防犯活動団体は、平成18年6月に日本一の団体数になりました。このような県民総ぐるみによる防犯のまちづくりによって、本県の刑法犯認知件数は、平成30年には約6万件と、平成16年に比べて60%以上も減少するなど、大きな成果を上げています。

しかし、平成27年度から令和元年度（平成31年度）までの第3期計画（以下「現計画」という。）の策定以降、重要犯罪の前兆と捉えられる子供に対する声かけ事案や、高齢者を対象とした特殊詐欺\*被害は依然として多発傾向にあり、女性を狙った犯罪も後を絶ちません。

また、県民の生活に身近な犯罪\*の中には、自転車盗など認知件数が依然として高い水準にあるものも見られます。さらに、本県は全国トップクラスのスピードで高齢化が進むと予想され、これに伴う犯罪情勢の変化への対応や、地域の防犯体制の維持などの課題も残されています。

この計画は、刑法犯認知件数の大幅な減少などの成果を上げた現計画の体系を生かしつつ、さらに当面する重要課題にも的確に対応するため、防犯のまちづくりに関する長期的な目標及び総合的な施策などを定めるものです。

また、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための国際目標である「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）の達成に貢献するものです。



## 2 計画の基本目標

県民が安全で安心して暮らせるよう犯罪を防止・減少させるための地域環境をつくりま

## 3 計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5か年計画です。

## 4 計画のポイント

- (1) 計画は条例の基本理念に基づき、当面する重要課題への対応等を加えた7つの施策ごとに取組を体系化しています。
- (2) 基本目標を達成するため、施策には可能な限り数値目標を設定しています。
- (3) 毎年度、計画の達成状況を評価します。

## 5 計画の基本構成

- (1) 本県の犯罪情勢  
本計画で主に対象とする犯罪を中心に、本県を取り巻く犯罪情勢の傾向を分析します。
- (2) これまでの主な取組と成果  
自主防犯活動団体をはじめとする防犯のまちづくりに関する取組、長期目標及び各指標の達成状況を検証します。
- (3) 今後の課題  
本県における犯罪情勢及びこれまでの取組と成果を踏まえた上で、防犯のまちづくりに関する現状を整理し、今後解決すべき課題を示します。
- (4) 防犯のまちづくりに関する施策展開の方向  
本計画における基本方針、推進体制及び長期目標を示します。併せて、目標を達成するための施策体系を示します。
- (5) 防犯のまちづくりに関する主な取組と指標  
施策ごとの内容、目標を達成するための主な取組事項及び指標を示します。





## **第2章**

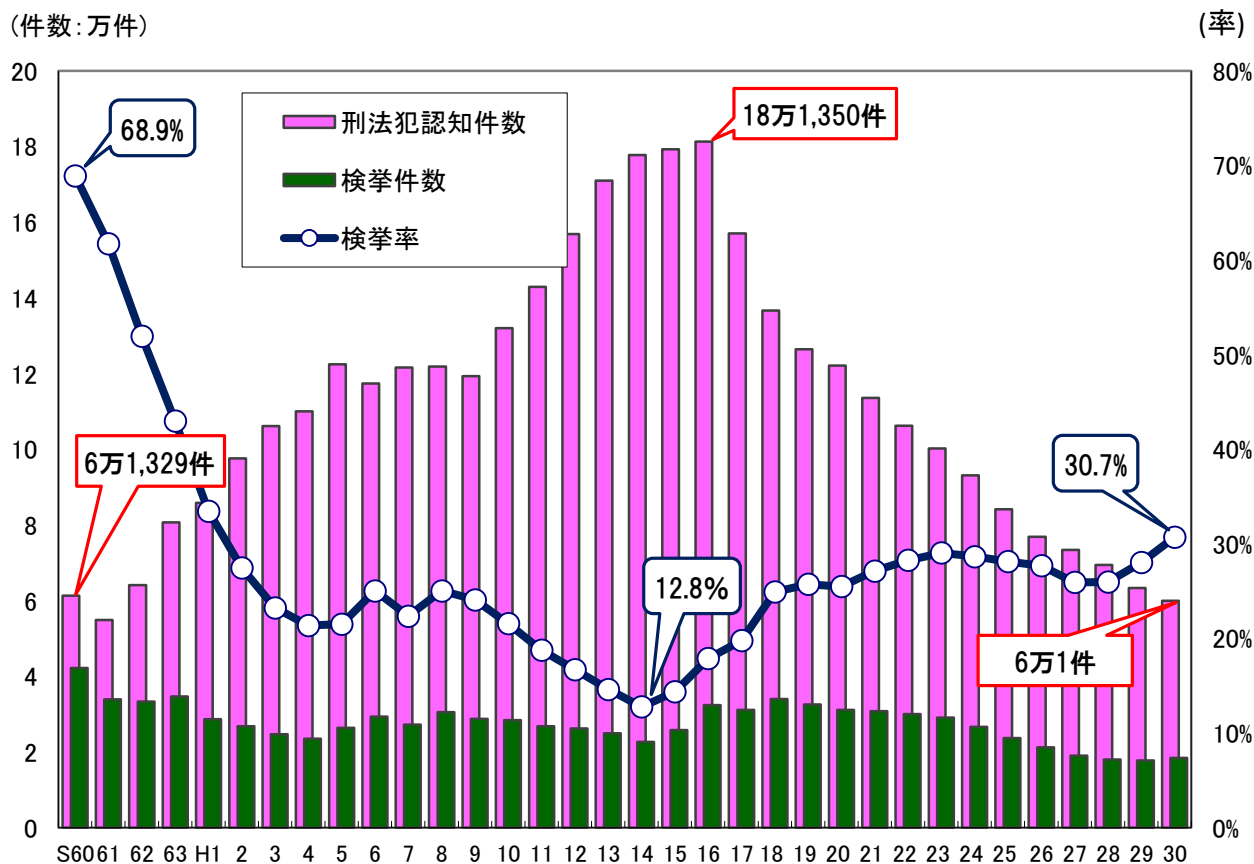
# **本県の犯罪情勢**

## 1 全体的傾向

本県における刑法犯認知件数\*は、昭和60年代以降急激に増加し、平成16年には戦後最多となる18万1,350件に達しました。しかし、県民、事業者、市町村及び県の連携・協力により防犯のまちづくりに関する様々な取組を推進した結果、その後は減少に転じ、平成30年には6万1件と、平成16年に比べて66.9%減少しました。

一方、検挙率は、平成14年の12.8%から、平成30年にはその2倍以上となる30.7%まで上昇しています。

### 本県の刑法犯の推移

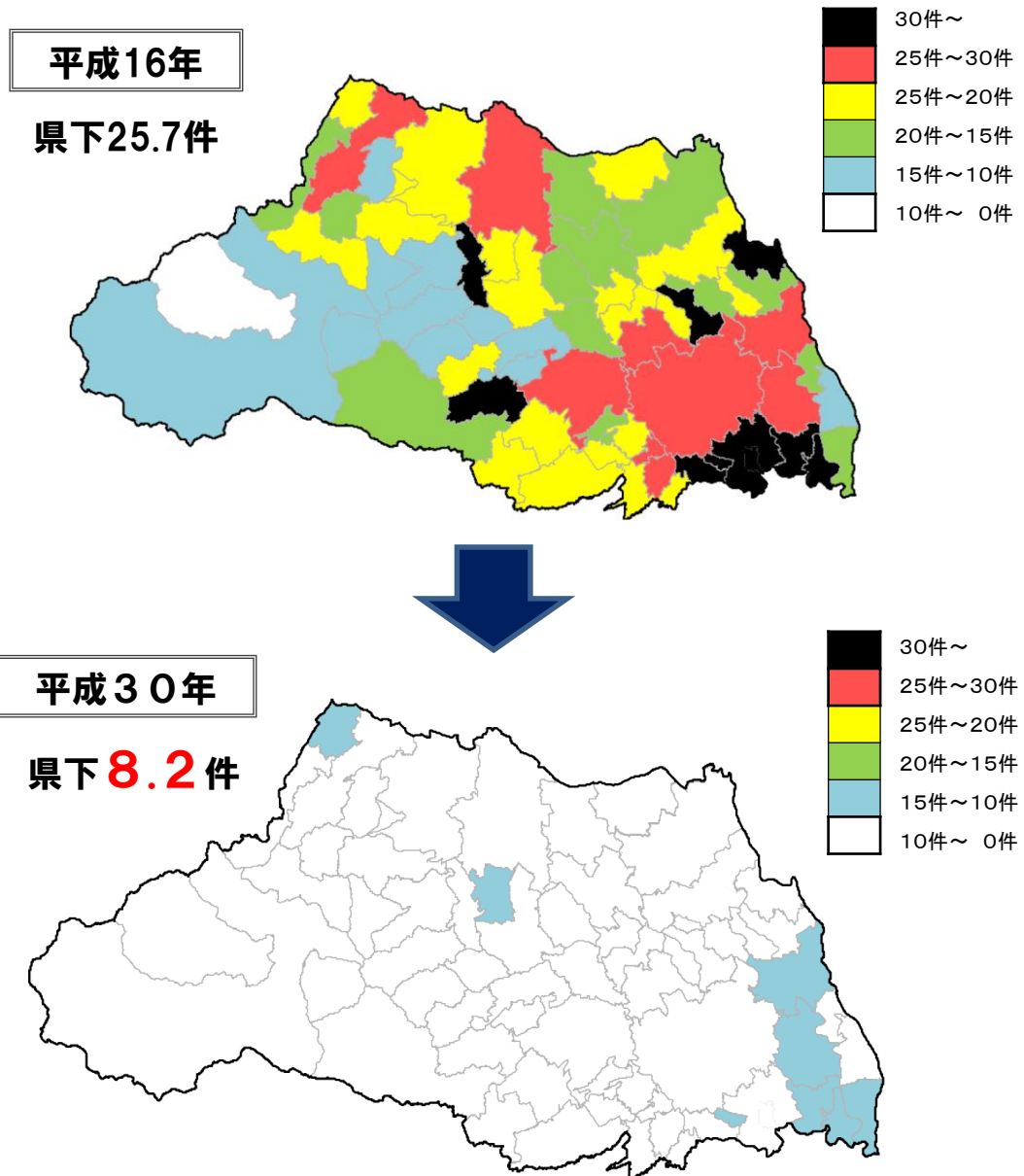


## 2 人口千人当たりの刑法犯認知件数\*の状況

人口千人当たりの刑法犯認知件数をみると、平成30年は8.2件で、平成16年の25.7件に比べてマイナス17.5件と大きく減少しました。

また、市町村別の人口千人当たりの刑法犯認知件数でも、全ての市町村で減少しています。しかし、県南部や県南東部の人口密集地など一部の市町村では、比較的高い水準にあります。

## 市町村別人口千人当たりの刑法犯認知件数の状況

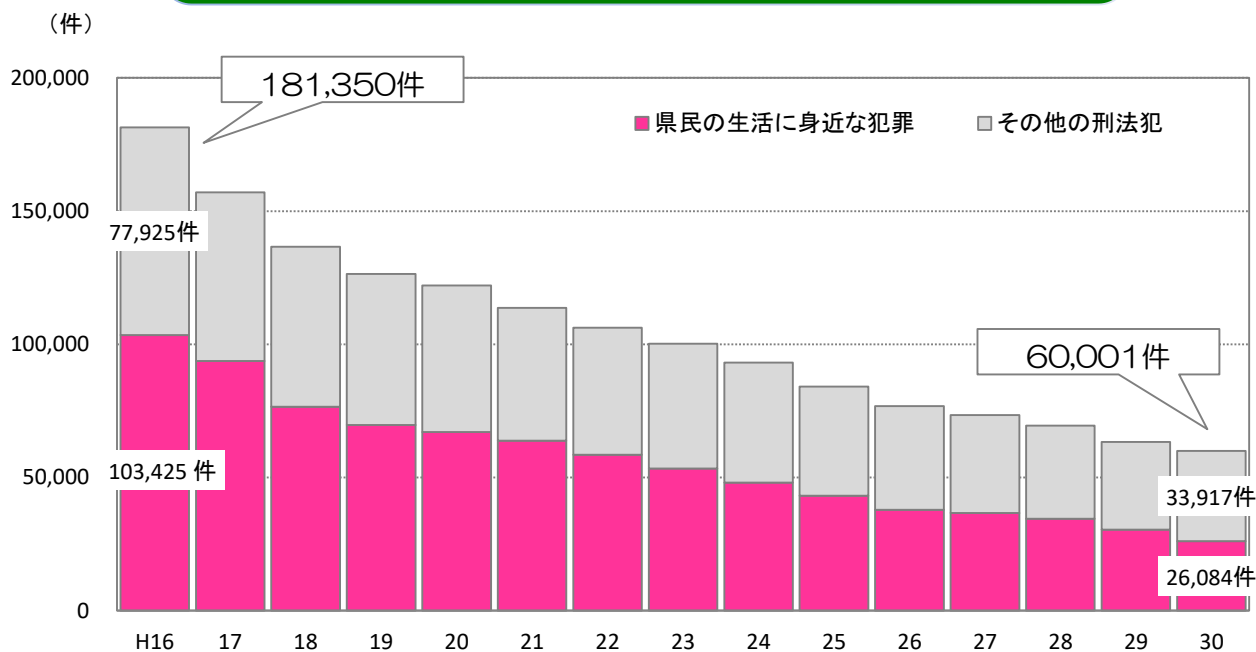


### 3 県民の生活に身近な犯罪\*の状況

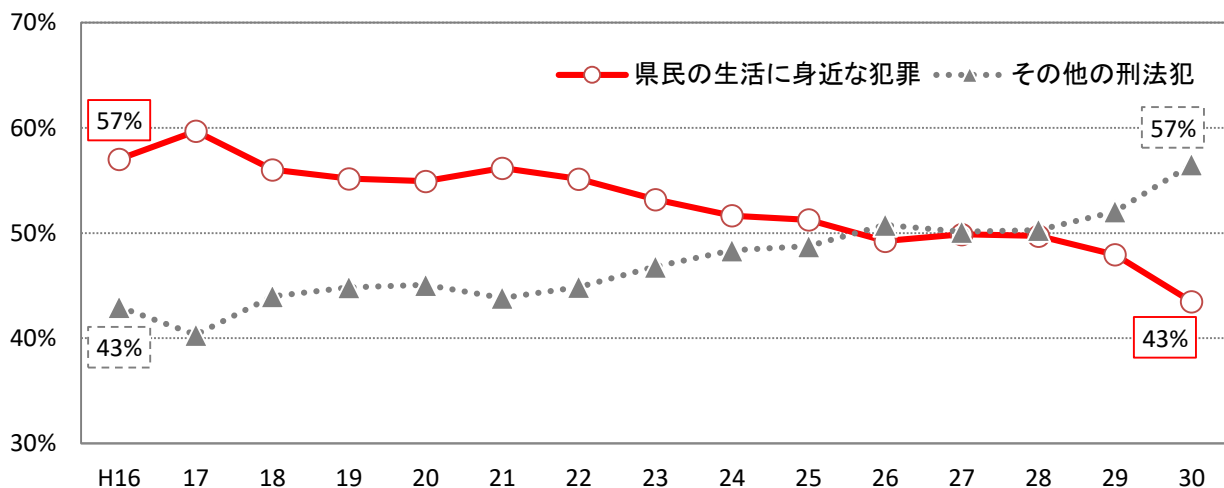
ひったくりや路上強盗、住宅対象侵入窃盗などの県民の生活に身近な犯罪は、平成16年の状況を見ると10万3,425件と刑法犯全体の57%を占めていましたが、平成30年には2万6,084件と全体の43%まで減少しました。

本県における刑法犯全体の減少は、県民の生活に身近な犯罪の減少が大きな要因となっています。

県民の生活に身近な犯罪の認知件数の推移



全刑法犯に占める県民の生活に身近な犯罪の割合の推移



## (1) 各種犯罪の状況

県民の生活に身近な犯罪\*（住宅対象侵入窃盗を除く）は、平成16年の8万8,635件から平成30年には2万3,489件と、件数で6万5,146件、率にして73.5%減少し、刑法犯全体の減少率66.9%を上回っています。

しかし、罪種別にみると、ほとんどが平成16年比で70%以上減少しているのに対し、自転車盗（52.7%減少）や強制わいせつ（40.7%減少）、強姦性交等（63.3%減少）など一部の犯罪は刑法犯全体の減少率を下回っています。

県民の生活に身近な犯罪の罪種別認知件数の状況(平成16年・平成30年)

罪種	認知件数(件)			
	平成16年	平成30年	比較	
車上ねらい	23,553	3,253	△20,300	△86.2%
自転車盗	36,026	17,026	△19,000	△52.7%
自販機ねらい	8,756	591	△8,165	△93.3%
オートバイ盗	8,533	1,203	△7,330	△85.9%
自動車盗	6,178	747	△5,431	△87.9%
ひったくり	4,289	165	△4,124	△96.2%
路上強盗	444	34	△410	△92.3%
強制わいせつ	690	409	△281	△40.7%
強姦性交等	166	61	△105	△63.3%
合計	88,635	23,489	△65,146	△73.5%
刑法犯全体	181,350	60,001	△121,349	△66.9%

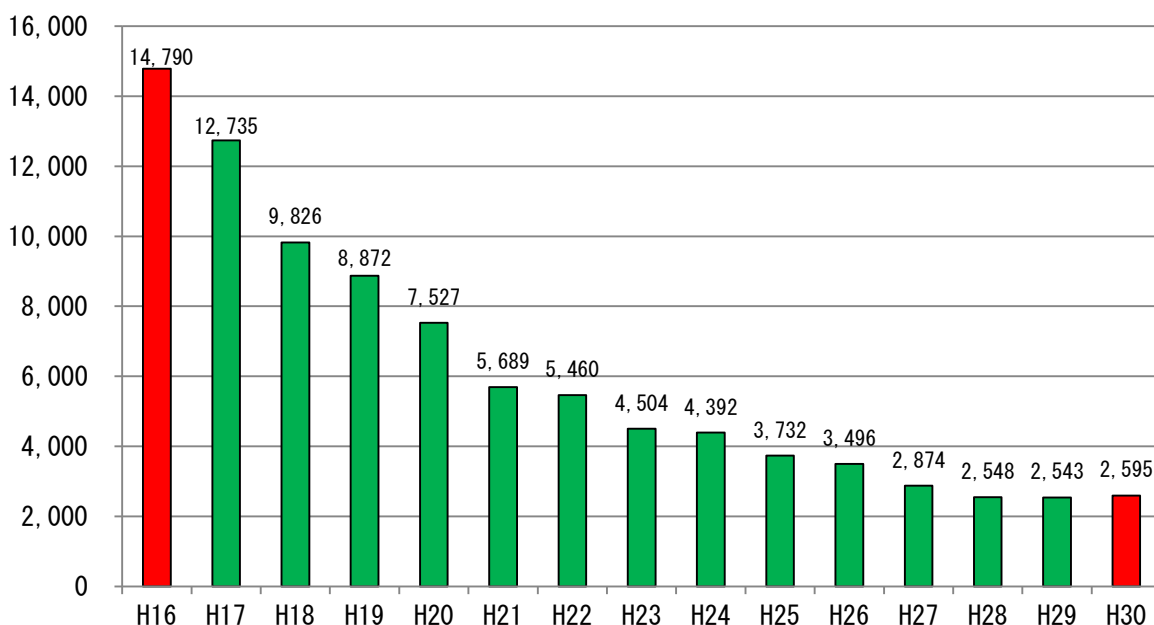
(2) 住宅対象侵入窃盗の状況

住宅対象侵入窃盗は、平成30年には2,595件で、平成16年の1万4,790件と比較すると、82.5%減少しています。

しかし、侵入手口別の状況を見ると、侵入手段はガラス破りが44%を占めています。無締り箇所からの侵入が45.7%と最も高い割合となっていることから、防犯意識を高めることで防げるケースが多くあります。

住宅対象侵入窃盗の推移

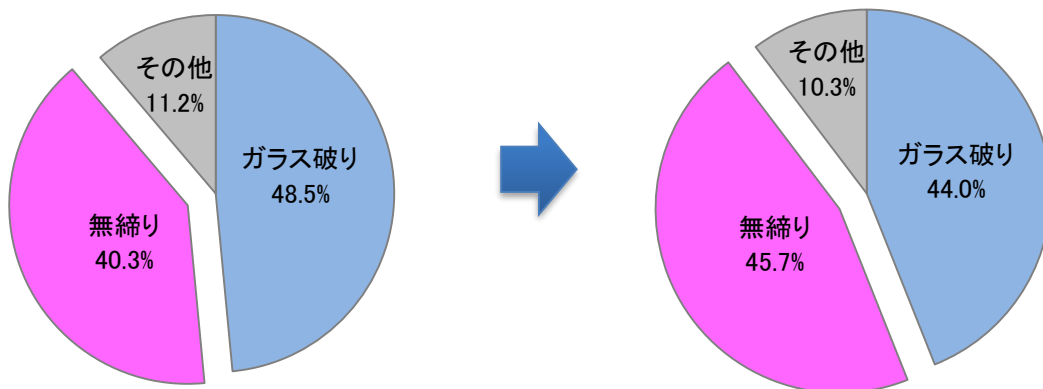
(件)



住宅対象侵入窃盗の侵入手口別の状況

【平成25年】

【平成30年】



## **第3章**

### **これまでの主な取組と成果**

## 1 防犯のまちづくりに関するこれまでの主な取組

### (1) 県民や事業者等の防犯意識の啓発

身近な犯罪の防止には、まず、県民や事業者等が「自分の安全は自分で守る」という防犯意識を高めていくことが第一歩です。犯罪を行おうとする者が付け入る「スキ」をつくらぬよう、犯罪に関する正しい認識を持ち、自ら行うことができる防犯対策を講じていくことが重要です。

そのため、本県では、新聞、テレビ、広報紙、インターネットなど、世代やライフスタイルに応じた多様な広報媒体により防犯に関する情報を発信してきました。また、県職員が自治会などの会合に出向いて犯罪の発生状況や防犯対策などの最新情報を分かりやすく説明する防犯のまちづくり出前講座等を積極的に実施してきました。

事業者等に対しては、事業の種類に応じた適切な防犯対策がとれるよう、犯罪情報の提供、防犯指導、防犯協定の締結などを通じた意識の啓発など、日常的に防犯活動が継続されるよう支援してきました。

### 防犯のまちづくり出前講座





## (2) 自主防犯活動等の推進

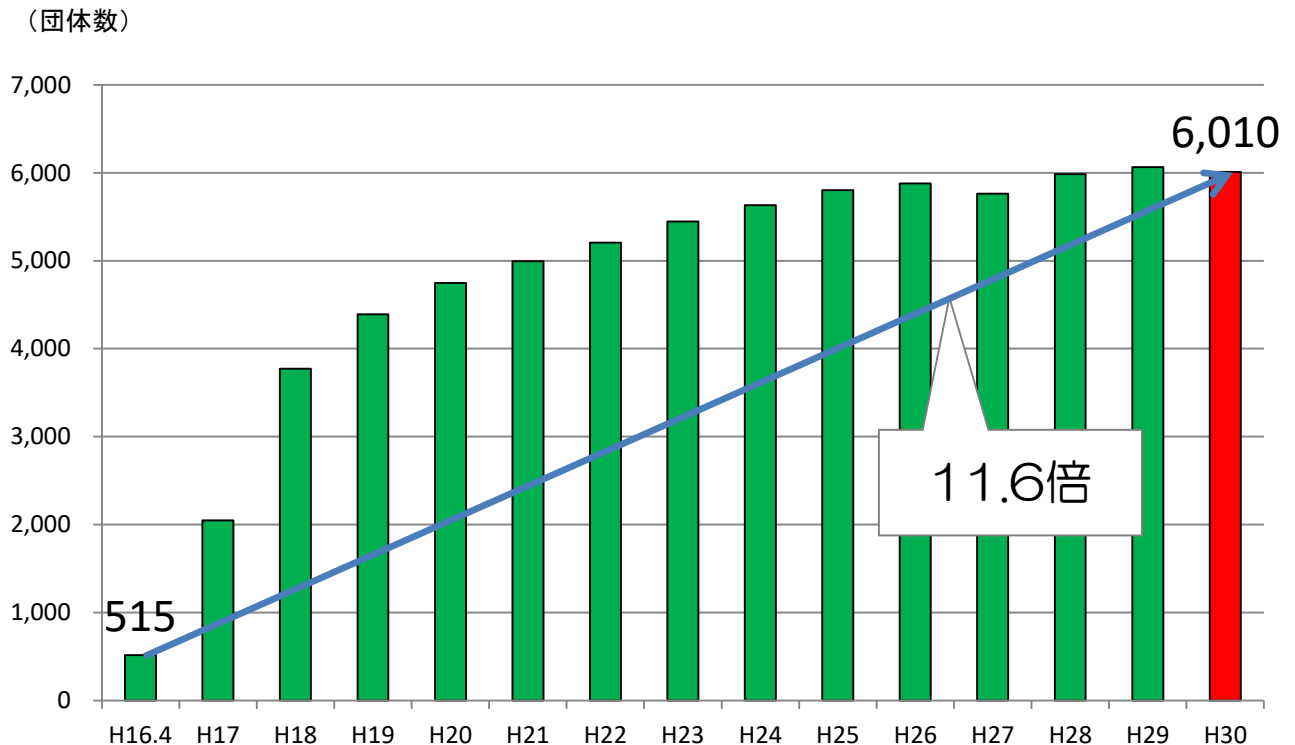
## ① 自主防犯活動の拡大

本県の自主防犯活動団体「わがまち防犯隊\*」は、平成16年4月末には515団体でしたが、平成18年6月末には2,954団体に達し、東京都を抜いて全国第1位となりました。その後も増加を続け、平成30年12月末には6,010団体と、約14年間で11倍以上に拡大しています。

「わがまち防犯隊」は、住民自らが主体となって共に支え合う共助の取組の中で成功した代表例であり、本県が防犯のまちづくりを推進していく上で、今やなくてはならない存在となっています。

また、個人での自主防犯活動への参加を促すため、平成30年6月には、ランニングやウォーキングなどをしながら行える地域の見守り活動「防犯サポータープロジェクト」を開始し、自主防犯活動の拡充を図っています。

## 「わがまち防犯隊」数の推移



② 事業者等との連携の拡大

県及び警察では、平成16年度から県内を巡回して業務を行っている事業者等と「埼玉県防犯のまちづくりに関する協定\*」を締結し、犯罪や不審者を発見した場合の通報などの防犯活動に協力をいただいています。

平成29年度には、協定の内容に具体的な取組を加え、協定の再締結を行いました。

また、各警察署においても地元の事業者等と地域安全協定\*等を締結しています。

事業者等との連携による防犯活動は、「わがまち防犯隊\*」の活動とともに、防犯のまちづくりを進めるに当たって大きな力となっています。

埼玉県防犯のまちづくりに関する協定

協定の内容

- 各事業者・団体ごとの特色を活かした防犯活動を宣言し、取り組む。  
(例:従業員への防犯教育、商品配達時のパトロール活動など)
- 業務車両に防犯のステッカーを貼り、防犯のまちづくりをPRする。
- 事業所や店舗を「子ども110番の家\*」として地域のセーフティステーション\*の役割を担う。

〈防犯ステッカー〉



H30年度 121事業者・団体

③ 犯罪被害者支援施策の充実

県内では、平成29年4月までに全ての市町村に犯罪被害者支援の総合相談窓口が設置されました。県では、その周知を図るとともに、市町村の担当者に対して各種研修を行うなど支援を行ってきました。

また、県は、平成31年4月、県、警察及び公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター\*の三者で構成する「彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」の代表電話番号設置や、上記三者と埼玉県産婦人科医会が協力して運営する「性暴力等犯罪被害者専用相談電話『アイリスホットライン』」の24時間365日化を図るなど、被害者支援の充実に努めてきました。

なお、県では、平成30年3月、議員提案により「埼玉県犯罪被害者等支援条例」を施行しました。犯罪被害者及びその家族や遺族に対する支援は、この条例に基づき適切に推進しています。

(3) 都市環境の整備

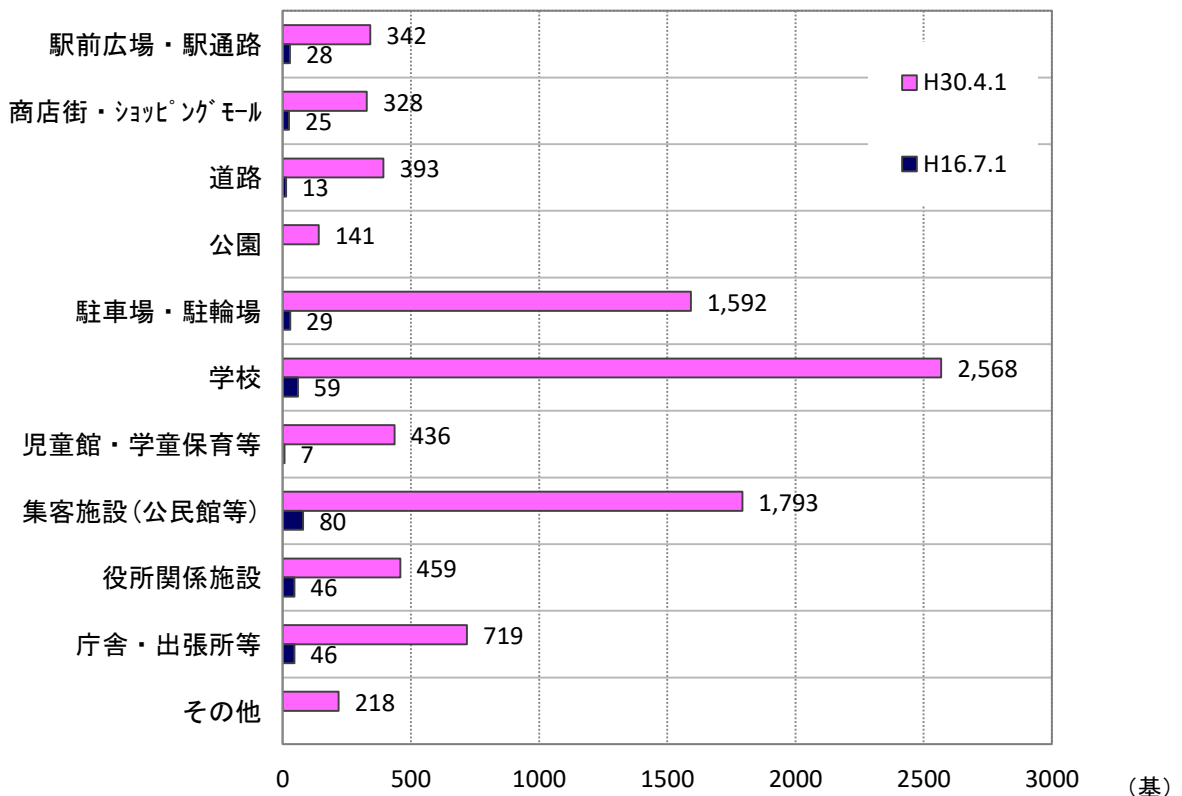
本県では、平成17年3月に「埼玉県防犯指針\*」を策定し、防犯のまちづくりを推進するための5つの指針を定めました。

このうち「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」は、道路、公園、駐車場及び駐輪場について、犯罪の防止に配慮した構造や設備等に関する事項等を定めたもので、市町村などへの普及を通じて、指針に基づいた防犯性の高い道路等の整備を推進してきました。

また、「犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針」は、住宅の新築及び改修の計画・設計における防犯上の配慮事項等を示しており、防犯性の高い住宅の普及を目指しています。

さらに、「防犯カメラの設置と利用に関する指針」では、公共の場所における防犯カメラの設置及び利用の基準を示したもので、この指針により防犯カメラの適切な運用を図るとともに、市町村が設置する公共空間への防犯カメラの設置を積極的に支援しています。

県内市町村における公共空間への防犯カメラ設置状況



#### (4) 子供を犯罪被害から守るための取組の推進

「埼玉県防犯指針\*」は、防犯に配慮した都市環境の整備や、学校や通学路等における児童等の安全の確保を目的とした指針を定めています。

このうち「学校等における児童等の安全を確保するための指針」は、学校や児童福祉施設等における不審者の侵入防止対策や施設・設備の点検整備、児童等への防犯教育など、子供の安全を守るために必要な方策を定めたものです。この指針に基づき、学校等における危機管理マニュアルの作成及び教職員に対する防犯研修、施設・設備の安全点検及び管理、地域安全マップ\*の作成、防犯教室の開催などを推進してきました。

また、「通学路等における児童等の安全を確保するための指針」では、通学路や公園等の安全な環境の整備基準や地域住民等と連携した児童等の見守り活動などの具体的な方策を示しています。この指針を元に、県では、学校、PTA、自主防犯活動団体等と連携した通学路等のパトロール活動やこども110番の家\*など、子供を地域全体で守るための活動の支援などを進めてきました。

#### 児童の見守り活動



## (5) 規範意識の啓発

青少年の健全育成を図るため、非行防止キャンペーンを通じた啓発活動や、非行防止パトロール活動、街頭補導活動、学校と警察等の連携による小・中・義・高校生等を対象とした非行防止教室の開催等を推進し、青少年の規範意識の醸成に努めてきました。

また、青少年の立ち直りを支援するため、インターネットによる相談窓口の案内、地域の関係機関で構成される「いじめ・非行防止ネットワーク\*」やスクール・サポーター\*による学校への支援、少年サポートセンター\*における非行等の問題に関する少年相談等を実施しています。さらに、有害な図書やインターネット上の違法・有害な情報などへの対応を進めています。

## (6) 特殊詐欺\*対策

特殊詐欺\*被害を防止するため、相談窓口の充実や県民への犯罪情報の提供、市町村が行う被害防止事業への補助、県や警察、関係機関が連携した防犯意識の啓発を推進してきました。

平成31年3月には、議員提案により「埼玉県特殊詐欺撲滅条例」が施行されました。

令和元年度からは、詐欺電話をシャットアウトするために有効な留守番電話設定や特殊詐欺対策機器の普及啓発を目的とした体験型啓発活動「振り込め詐欺被害防止ワークショップ」を開始するなど、対策を強化しています。また、警察では、平成20年度に「振り込め詐欺（恐喝）総合対策本部」を設置し、犯人逮捕と犯行グループの壊滅に向けた「だまされたふり作戦\*」や金融機関等との連携による水際防止対策\*など積極的な対策に取り組んできました。平成26年度からは「特殊詐欺総合対策本部」を設置し、特殊詐欺に対する捜査体制の強化を図っています。

## 特殊詐欺対策機器普及啓発キャンペーン

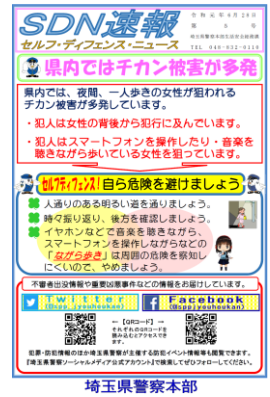


(7) 女性を犯罪から守るための取組

性犯罪など女性を狙った犯罪を防止するため、警察では女性への声かけ事案、変質者の出没等の情報収集・分析、行為者の特定及び積極的な指導・警告を実施しています。

また、女性が自ら自分自身を守るための犯罪情報や防犯対策情報などを発信しています。

さらに、ストーカーやドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）などが相次いでいることから、平成26年度には「埼玉県警察人身安全初動指揮本部」を新設し、24時間体制でストーカーやDV事案等から発展する凶悪・重大事件の未然防止、早期検挙等に対応する体制の整備など、女性を犯罪から守る対策を講じています。

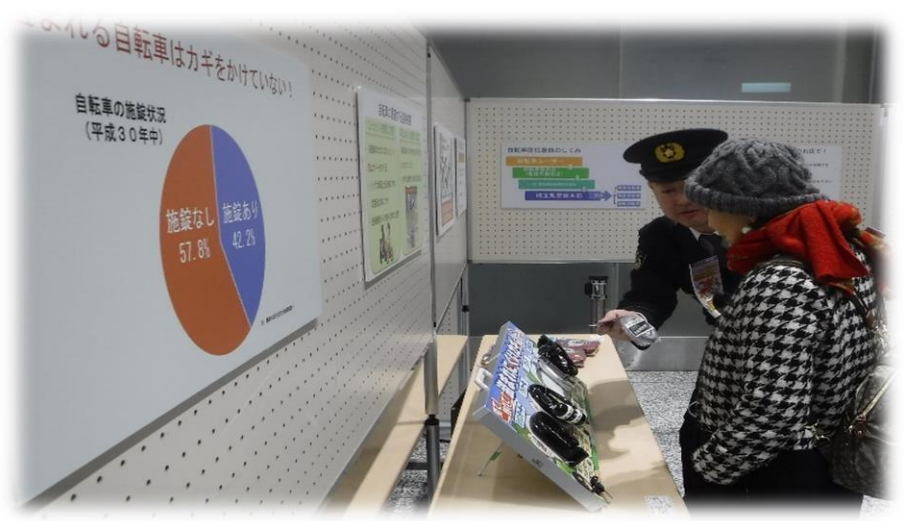


(8) 自転車盗防止対策

刑法犯に占める割合が最も高い自転車盗を防止するため、平成21年度から市町村等との協力による自転車盗防止キャンペーンを県内各地で実施してきました。また、駅前等における駐輪場の設置を促すとともに、駐輪場設置・管理者により適切な対策が講じられるよう支援しています。さらに、市町村等と連携した放置自転車クリーンキャンペーンなどを展開し、駅周辺等における放置自転車の解消を図っています。



自転車盗難被害防止キャンペーン



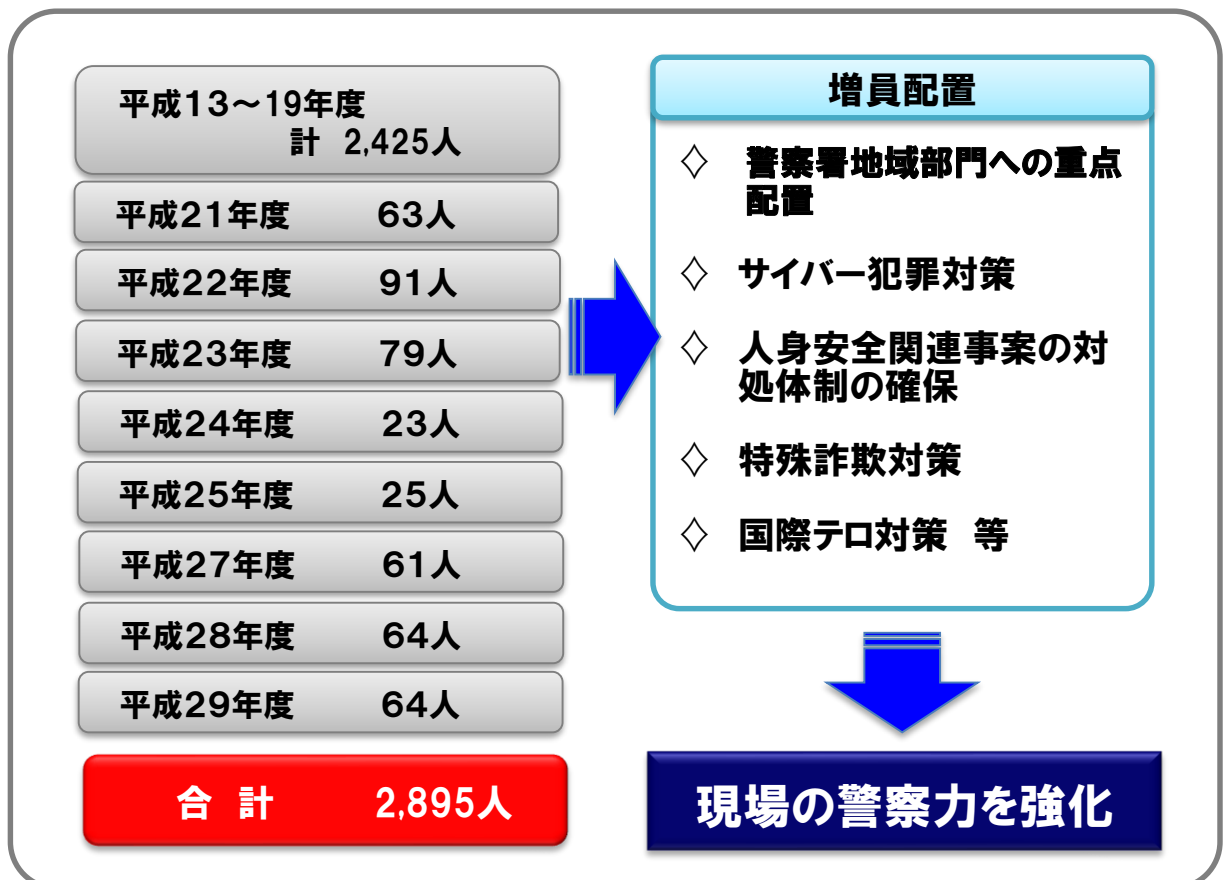
## (9) 警察官の増員をはじめとする警察活動の充実強化

警察官の不足が著しい本県では、平成13年度以降、全国最多となる2,895人の警察官の増員が図られています。警察本部では、増員された警察官を警察署の地域部門を中心に配置し、現場の警察力を強化してきました。

また、被害が高水準で推移している特殊詐欺\*、ストーカー事案やDV事案といった人身の安全を早急に確保する必要があると認められる人身安全関連事案対策など、社会情勢に的確に対応するため、組織・体制の見直しを図っています。

さらに、警察官不足を補完するため、交番相談員\*やスクール・サポーター\*など会計年度任用職員の増員にも努めています。

## 警察官の増員状況と配置



## 2 これまでの成果

### (1) 長期目標の達成状況

現計画では、人口千人当たりの刑法犯認知件数\*を平成25年の11.7件から15%減少させ、令和元年（平成31年）には9.9件以下とすることを長期目標として掲げました。

この長期目標のもと、県民、事業者、自主防犯活動団体、市町村及び県が一体となって防犯のまちづくりを推進した結果、平成30年における人口千人当たりの刑法犯認知件数は、目標を上回る8.2件まで減少させることができました。

#### 現計画における長期目標（人口千人当たりの刑法犯認知件数）

令和元年の人口千人当たりの刑法犯認知件数を平成25年の15%減とします。

【現状値】 11.7件（平成25年）⇒【目標値】 9.9件（令和元年）

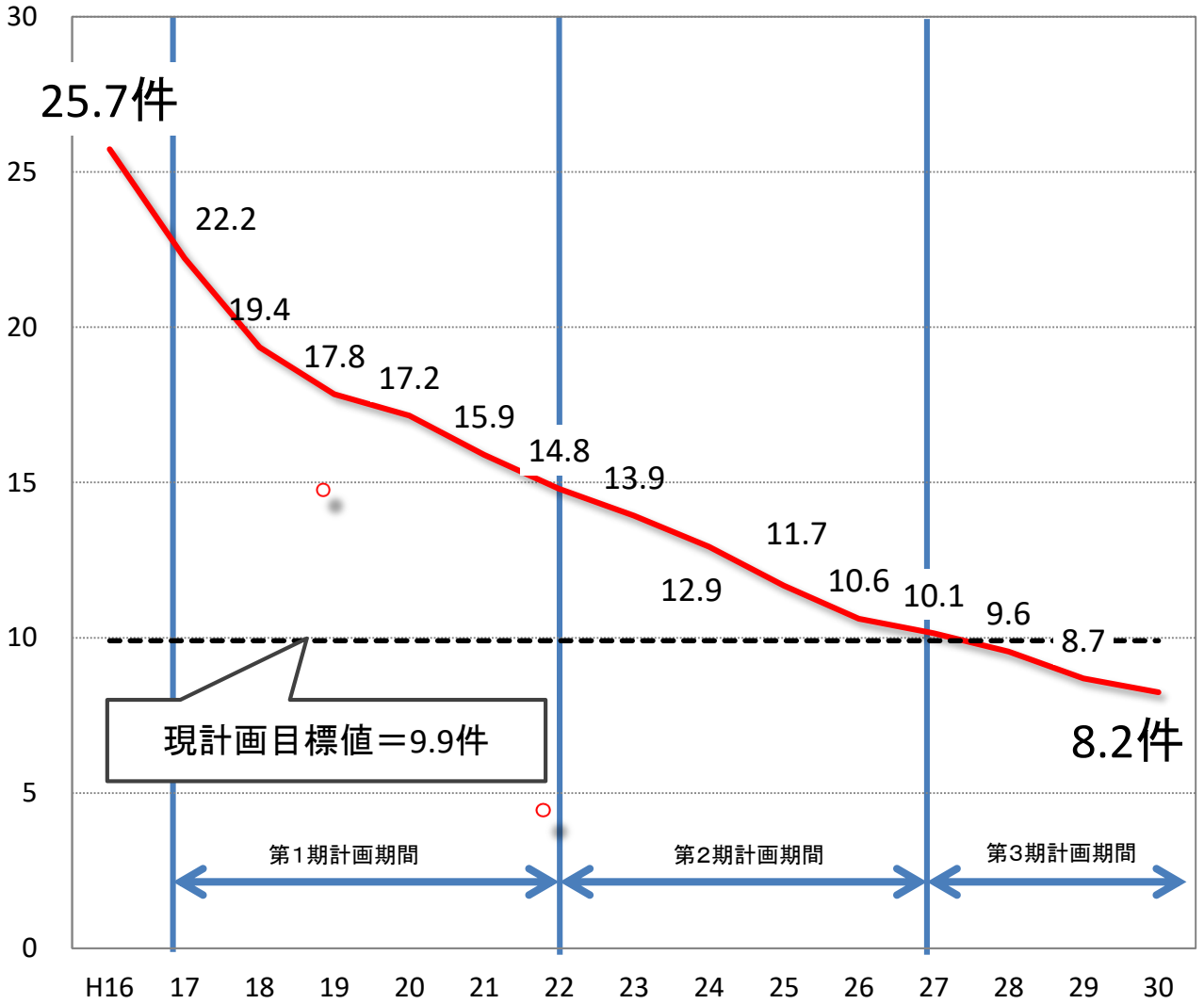


#### 実績

【実績値】 **8.2件**（平成30年）



埼玉県の人千あたり刑法犯認知件数\*の推移



(2) 施策指標の達成状況

現計画では、各施策に可能な限り数値目標を設定していますが、本計画の策定時点における達成状況は以下のとおりです。

指標名	現計画策定時の現状値	現計画における目標値	達成状況
<b>(1) 自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図る</b>			
防犯対策を行っている県民の割合 (県民の生活に身近な犯罪*対策)	81.7% (平成25年度)	90% (令和元年度)	84.2% (平成29年度)
防犯対策を行っている県民の割合 (住宅対象侵入窃盗対策)	60.4% (平成25年度)	70% (令和元年度)	58.9% (平成29年度)
県職員による防犯のまちづくり出前講座の受講者数	13,459人 (平成25年度)	15,000人/年度	8,847人 (平成30年度)
防犯のまちづくりホームページアクセス件数	2,563件/月	3,000件/月	5,607件/月 (平成30年度)
<b>(2) お互いが支え合う地域社会の形成を図る</b>			
自主防犯活動が実施されている地域の割合	74.4% (平成26年4月)	85% (令和元年度末)	88.9% (平成30年度末)
自主防犯活動団体への研修	全団体	全団体	全団体
青色防犯パトロール*車両台数	572台 (平成25年末)	1,000台 (令和元年度末)	682台 (平成30年度末)
埼玉県防犯のまちづくりに関する協定*締結事業者・団体数	89事業者・団体 (平成25年度)	120事業者・団体 (令和元年度)	121事業者・団体 (平成30年度)
犯罪被害者支援総合窓口を設置している市町村の数	39市町村 (平成26年4月)	全市町村 (令和元年度末)	全市町村 (平成30年度末)
<b>(3) 安全な都市環境の整備を図る</b>			
「住まいの防犯アドバイザー*」による無料相談等の受講者数	627人/年度 (平成25年度)	650人/年度 (令和元年度)	690人/年度 (平成30年度)
<b>(4) 子供を犯罪被害から守る</b>			
通学路等における子供の見守り活動実施率(公立小学校)	96.9%/年度 (平成26年4月)	100%/年度 (令和元年度)	100%/年度 (平成30年度)
子ども110番の家*の数	56,828か所 (平成25年度)	58,000か所 (令和元年度)	69,445か所 (平成30年度)
各学校における教職員対象の防犯研修会の実施率(公立小・中・高・特別支援学校)	53% (平成25年度)	100% (令和元年度)	100% (平成30年度)
児童生徒を対象とした防犯教育(防犯教室等)の実施率(公立小・中・高・特別支援学校)	96.4% (平成25年度)	100% (令和元年度)	100% (平成30年度)
学校等における地域安全マップ*の更新(見直し)実施率(公立小・中学校)	83.9% (平成25年度)	100% (令和元年度)	95% (平成30年度)
<b>(5) 規範意識の高揚を図る</b>			
学校における非行防止教室の実施率(公立小・中・高等学校)	100%/年度 (平成25年度)	100%/年度 (令和元年度)	100%/年度 (平成30年度)
青少年非行防止パトロール声かけ活動の参加者数	796,935人 (平成25年度)	900,000人/年度 (令和元年度)	135,458人/年度 (平成30年7～8月)
<b>(6) 当面する重要課題への対応を図る</b>			
「お達者訪問事業*」の訪問世帯数	単身・夫婦高齢者全世帯 (平成25年度)	単身・夫婦高齢者全世帯 (令和元年度)	単身・夫婦高齢者全世帯 (平成30年度)
女性の安全・安心ネットワーク*参加団体数	0団体 (平成25年度)	100団体 (令和元年度)	29団体 (平成30年度)
自転車盗の認知件数	23,506件 (平成25年)	19,800件 (令和元年)	17,026件 (平成30年)

## **第4章**

### **今後の課題**

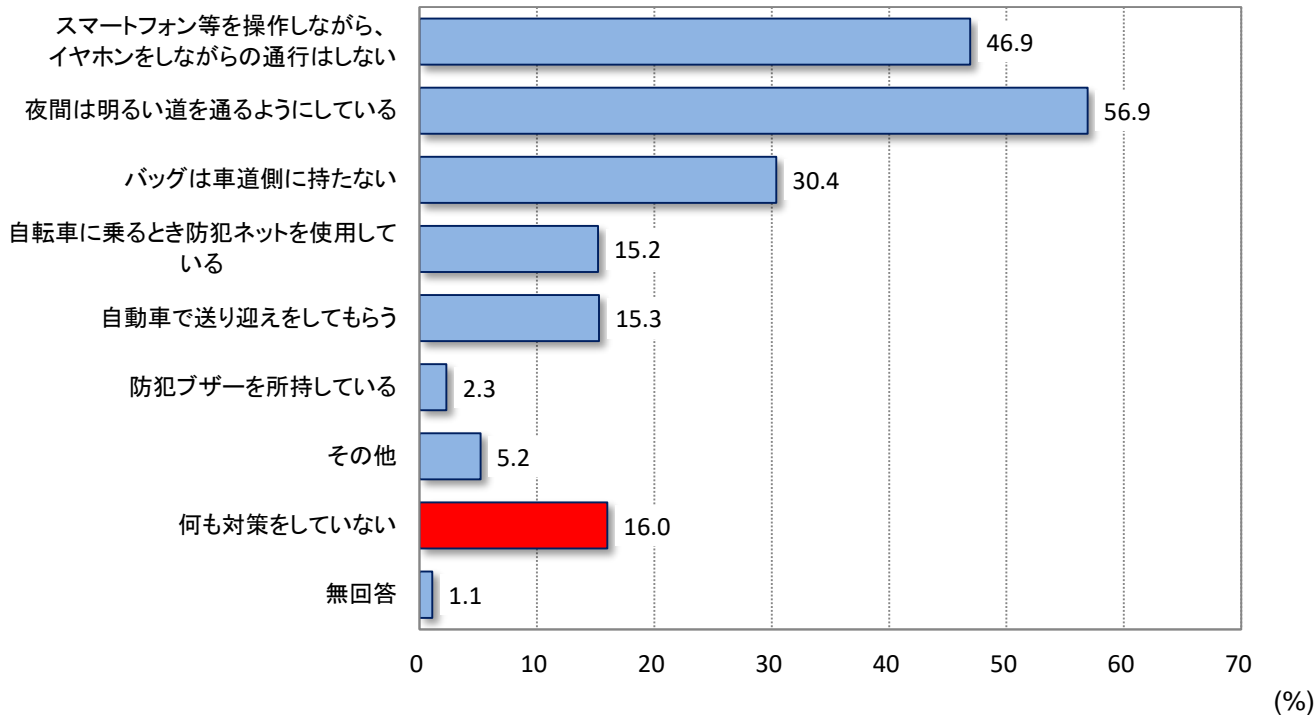
## 1 県民の防犯意識の向上

本県における刑法犯認知件数\*は大幅に減少しました。しかしながら、県民の身近で多発している住宅対象侵入窃盗や自転車盗の発生状況をみると、無締りや無施錠により被害に遭ってしまった割合が依然として高く（P10、P31参照）、防犯意識の浸透がまだまだ十分とは言えない状況です。

また、訪日外国人のさらなる増加に伴い、本県においても外国人労働者の増加などが予想されることから、県内に居住し、働く外国人に対しても、防犯意識を醸成させるための啓発活動を推進していかねばなりません。

今後、さらに犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを進めていくためには、あらゆる人が「自分の安全は自分で守る」という防犯意識を一層高め、自ら積極的に防犯対策を講じていくことが必要です。

### 街頭で犯罪の被害に遭わないために気をつけていること（令和元年）



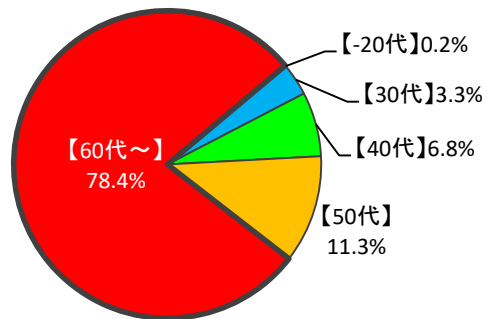
## 2 地域における犯罪抑止力の維持・向上

本県では、日本一の団体数を誇る「わがまち防犯隊\*」や地域に密着した防犯活動を行う事業者等が、県内の多くの地域で活発に活動しており、犯罪の発生抑止に大きく貢献しています。

また、こうした地域における日頃のパトロールや防犯活動が地域住民の目に見えることによって、人々に安心を与えます。

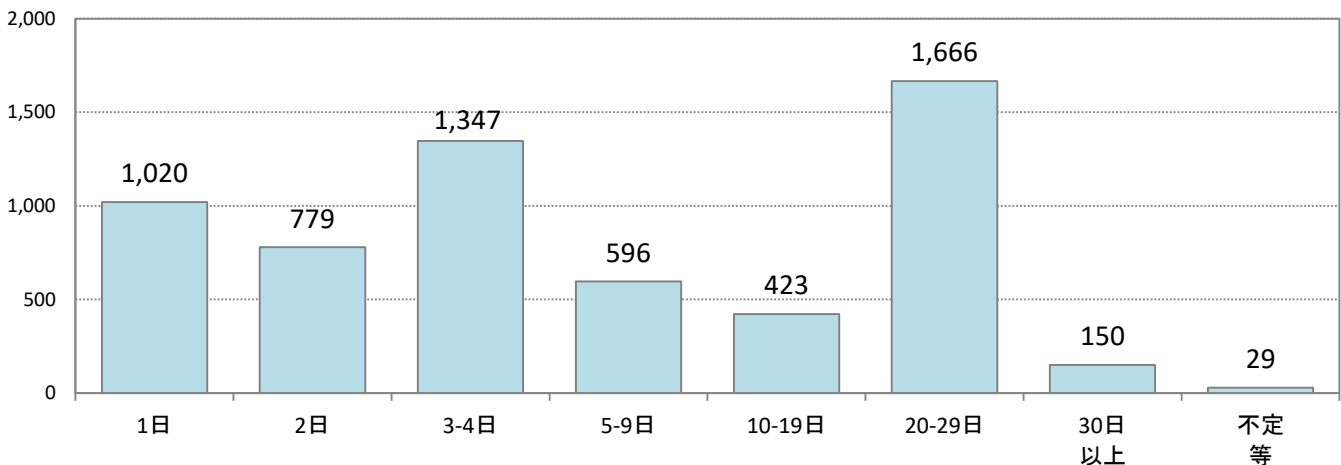
しかし、「わがまち防犯隊」が活動を継続していくに当たり、構成員の高齢化、活動人員の確保、モチベーションの維持などといった課題も抱えています。加えて、自主防犯活動による地域の犯罪抑止力をいかに高めていくか、地域住民が自主防犯活動を見る機会を増やして安心感をより一層高めていくにはどうしたらよいか、といったことも考えていく必要があります。さらに、刑法犯全体をより一層抑止するためには「わがまち防犯隊」や事業者等、防犯サポーター\*との連携、協力体制を一層強化し、犯罪ごとの背景や実態に応じた効果的な対策を実施していくことが重要です。

平均年齢別自主防犯活動団体の構成比（平成30年12月現在）



月平均活動日数別自主防犯活動団体数（平成30年12月現在）

(団体)



### 3 防犯に配慮した都市環境の整備

本県では、これまで自主防犯パトロールなどソフト面からの対策とともに、防犯に配慮した道路、公園、駐車場、駐輪場等の公共空間や個人の住宅等ハード面からの対策を進めてきました。

その結果、道路等の公共空間では「埼玉県防犯指針\*」に基づく取組が進められていますが、今後も継続して防犯対策を進めていく必要があります。

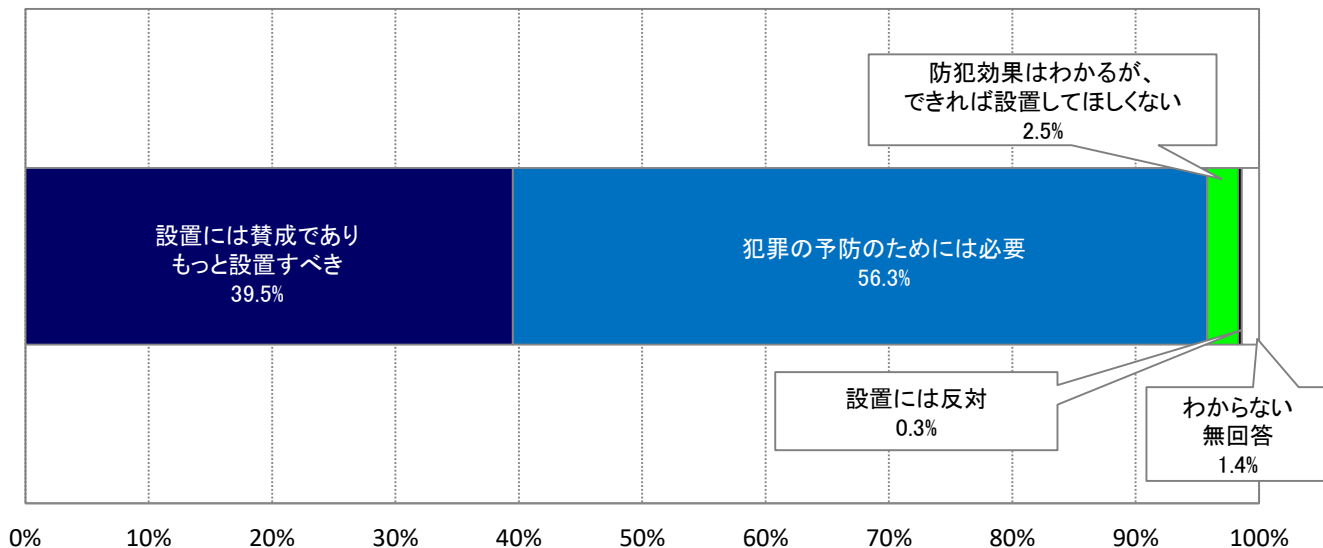
また、県民の95%以上が「公共空間で多発する犯罪を予防するためには防犯カメラの設置が必要」と考えており、犯罪の抑止や検挙につながる防犯カメラへの期待は高まっています。そのため、適正な運用が行われるよう引き続き啓発に努めつつ、公共空間への防犯カメラの設置を積極的に支援していく必要があります。

一般の住宅等では、防犯性の高い建物部品の普及は進んでいるものの、住宅対象侵入窃盗対策を何もしていない人も多いことから、家庭における防犯意識のさらなる啓発が必要です。

また、犯罪だけでなく火災や倒壊など様々な危険性が懸念される空き家も増加しています。

公共空間だけでなく、住宅等においても防犯性の高い建物等の普及を進め、犯罪の防止に配慮した都市基盤の整備をさらに進めていかなければなりません。

#### 公共空間への防犯カメラ設置に対する県民の意見（令和元年）

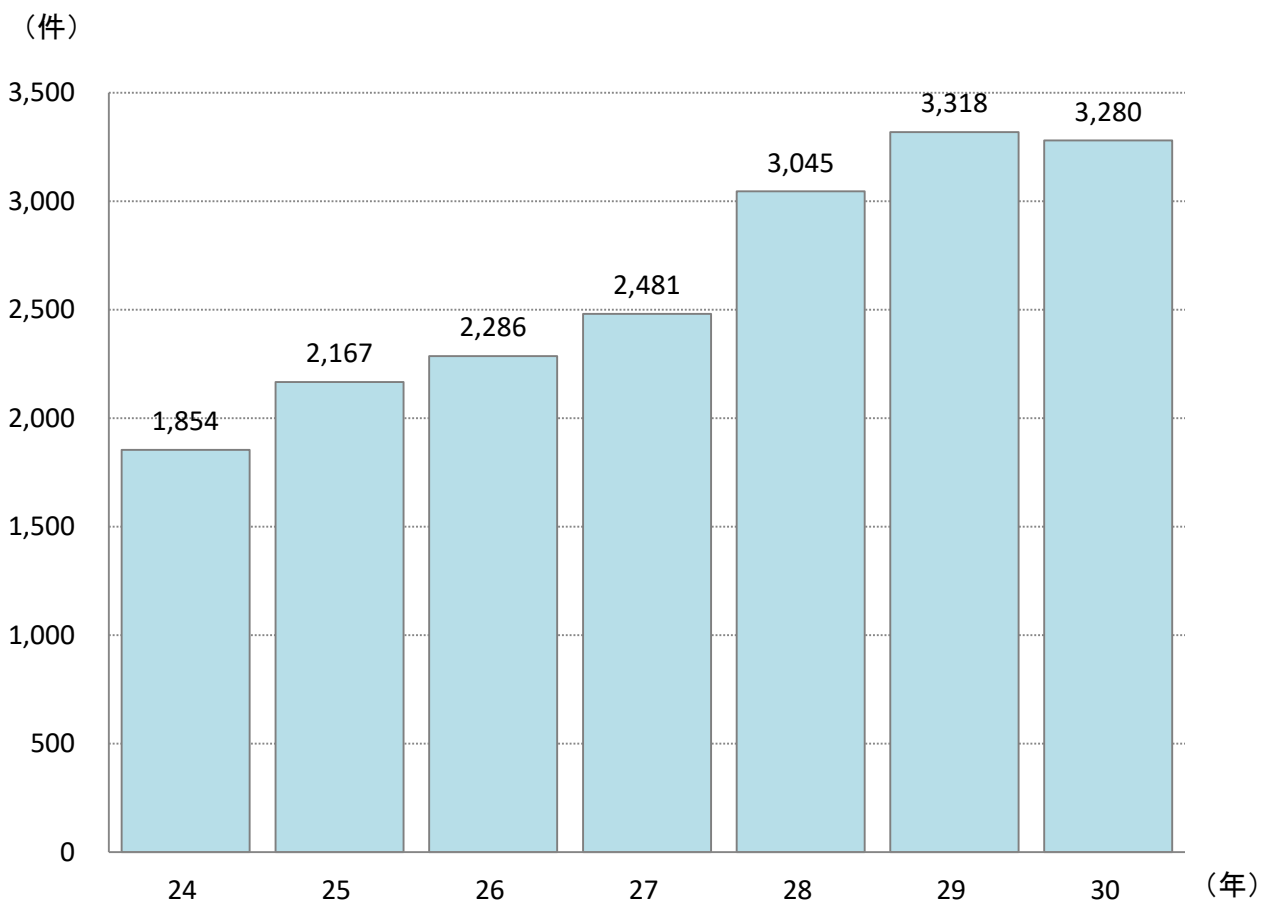


## 4 子供に対する犯罪等の防止

子供を狙った事件や子供に対する声かけ事案\*等が全国各地で相次いでおり、本県もその例外ではありません。特に、刑法犯認知件数\*が大きく減少する中、犯罪の前兆と捉えられる声かけ事案は近年大きく増加しており、平成24年の1,854件から、平成30年には3,280件と、約1.8倍となっています。

次代を担う子供たちを大切に育てていくため、保護者や学校等だけでなく、行政、警察及び地域等が連携をさらに深め、子供たちが犯罪被害に遭わないよう見守っていく体制を強化していかなければなりません。また、子供に犯罪から自分自身を守る能力を身に付けさせるとともに、教職員の防犯教育に関する資質を向上させるため、学校等における防犯教育をさらに充実させていく必要があります。

### 子供に対する声かけ事案の推移



## 5 社会的な規範意識の向上

全国、本県ともに、刑法犯少年は減少傾向にあり、平成30年中は1,602人となり、戦後最少を更新しています。

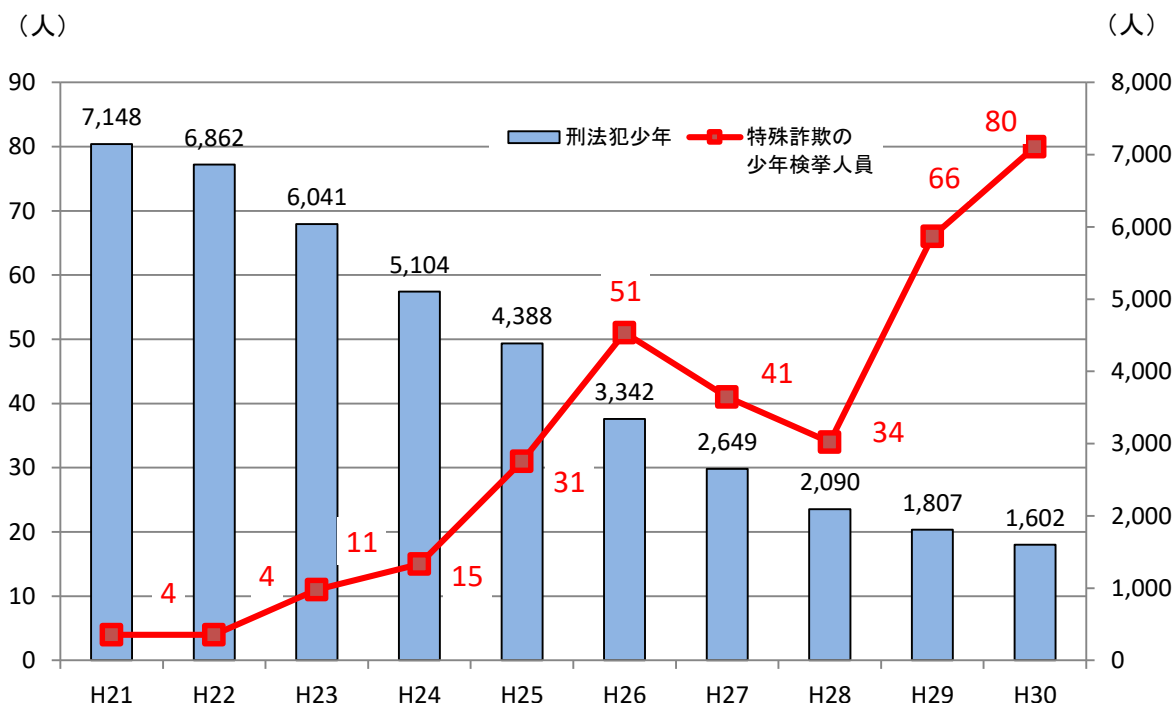
しかしながら、多発している特殊詐欺\*で検挙された少年は、平成30年には80人と、前年と比較し14人増加するなど、県民に不安を与える犯罪に少年が深く関わっている状況があります。

こうした非行問題のほか、社会問題となっているいじめ、インターネット上の誹謗中傷、暴力行為などの問題も子供の規範意識の低下が要因の一つと考えられます。

一方、子供の健全育成を担うべき大人社会においても、社会的ルールを守らない行為や子供の健全育成に悪影響を与える行為等が多く見られるなど、大人の規範意識の低下が憂慮されています。

子供たちの健やかな成長を促すとともに、人々が安心して暮らせる社会をつくるためには、社会全体で規範意識の高揚を図っていくことが重要です。

特殊詐欺の少年検挙人員の推移（H21年～30年）



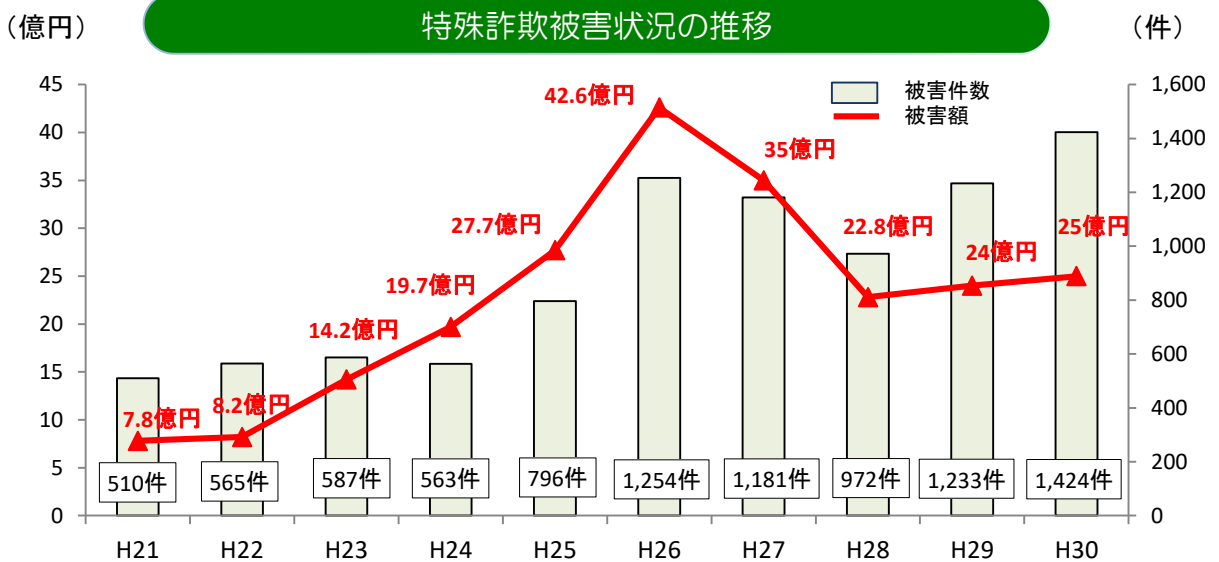


## 6 特殊詐欺\*被害防止対策の強化

平成30年の特殊詐欺被害は、被害件数1,424件、被害金額25億6,395万円となっています。

被害者の80%以上が65歳以上で、1,000万円以上の高額被害も多く発生しています。また、手口も常に変化しており、最近では「振込型」や「現金手渡し型」に代わって警察官や金融機関職員になりすまし、キャッシュカードをだまし取り、現金を不正に引き出す手口が急増していて、被害全体の約半数を占める状況にあります。

こうした特殊詐欺被害を未然に防止するためには、高齢者に対する継続的な注意喚起や被害防止のための啓発を実施していくほか、子や孫の世代に対して被害防止のための取組への参加を促すなど、県民総ぐるみの対策を推進していく必要があります。



※ H22までは振り込め詐欺、H23から特殊詐欺の数値

※ H25以降の被害額は、キャッシュカード手交型でだまし取られたキャッシュカードによって不正に引出された金額を含む。

※ 被害額は1万円未満切り捨て。

### 特殊詐欺の性別年代別被害者数（平成30年）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代		70代	80代	90代	合計	割合	
						60~64	65~69						
男性		7	11	10	14	39	10	29	113	66	6	266	18.7%
女性	1	16	25	22	39	166	45	121	476	399	14	1,158	81.3%
合計	1	23	36	32	53	205	55	150	589	465	20	1,424	
割合	0.1%	1.6%	2.5%	2.2%	3.7%	14.4%	3.9%	10.5%	41.4%	32.7%	1.4%		

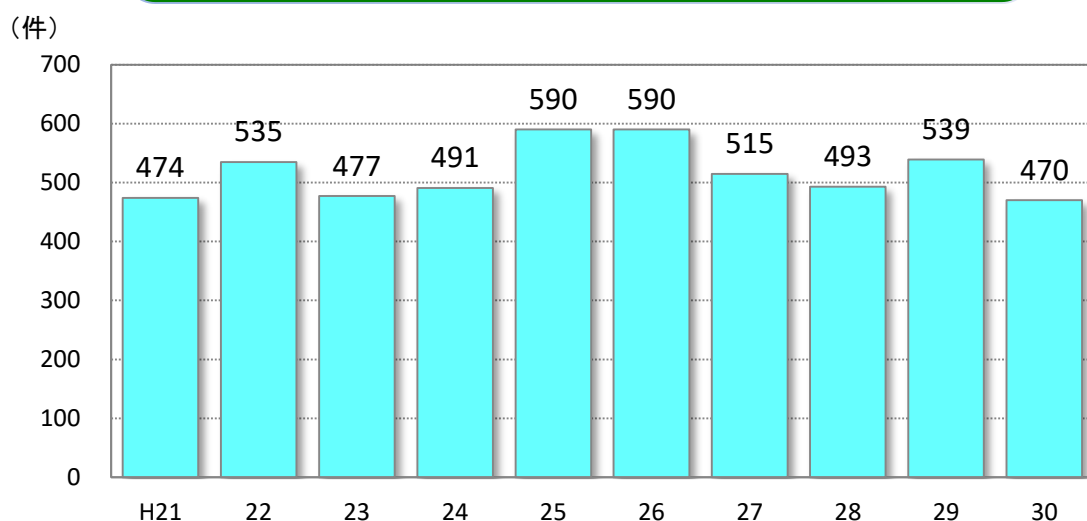
## 7 女性を狙った性犯罪やストーカー等の防止

刑法犯全体の認知件数が大きく減少する中、女性を狙った強制性交等や強制わいせつなどの性犯罪は高止まりの状況が見受けられます。また、女性の被害が多いストーカーやDV等については、重大事件に発展するおそれが多分にあります。

女性の就学率・就業率の向上に伴い、単身世帯の増加、夜間に一人で行動する時間の拡大により、今後、女性を狙った犯罪が増加することが懸念されます。

女性が安心して学び働くことができ、いきいきと活躍できる社会を構築するためにも、女性を犯罪から守っていくための取組を強化していかなければなりません。

### 性犯罪（強制性交等・強制わいせつ）発生状況の推移



### ストーカー取扱い事案の推移



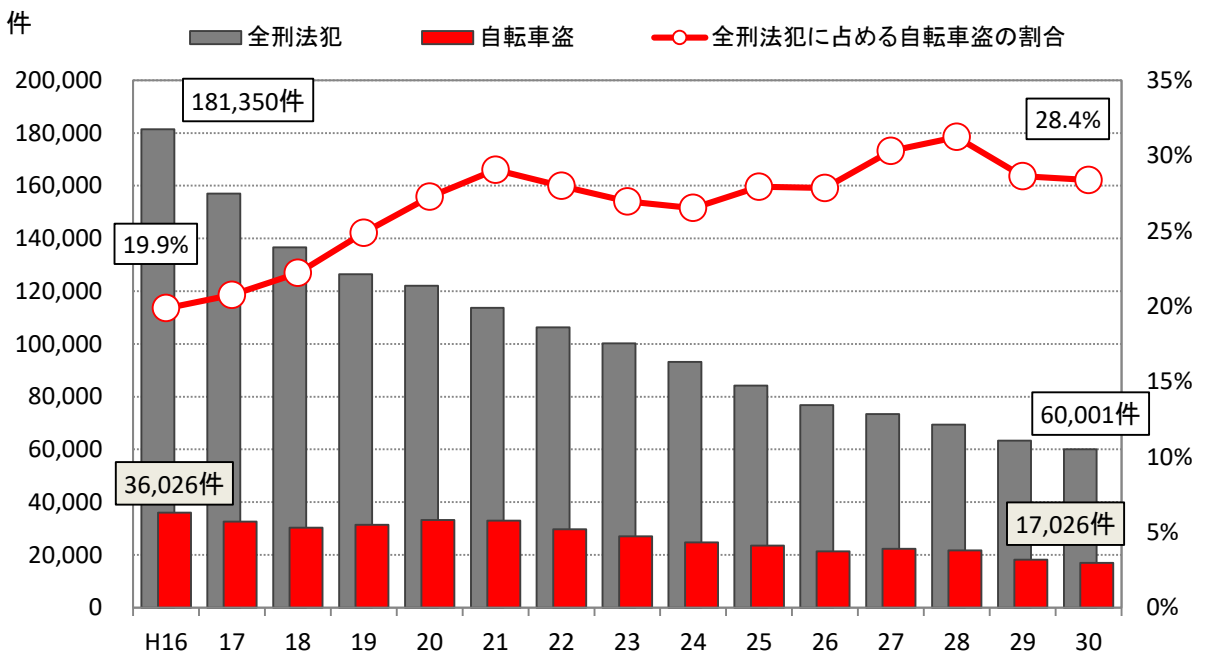
## 8 自転車盗の防止

刑法犯全体の認知件数が大きく減少する中、自転車盗の認知件数は高い水準で推移しており、全刑法犯に占める割合は平成16年の19.9%から平成28年には31.2%まで上昇し、平成30年は28.4%と約3割で推移しています。

被害状況をみると、盗まれた自転車の約6割が無施錠であったことから、所有者の防犯意識の低さが依然としてうかがえます。そのため、一人一人が自転車を大切に管理し、盗難被害に遭わないよう引き続き啓発していく必要があります。

また、自転車盗は、検挙された者の約4割が少年であり、罪の意識が薄く、安易に盗む事例も多いとされており、非行の初期段階に犯す傾向のある犯罪と言われています。犯行を繰り返すことで段々とエスカレートし、将来的に凶悪・重大事件を犯すことに発展していく可能性もあることから、「自転車盗は犯罪である」という認識を改めて深めていかなければなりません。

自転車盗認知件数の推移



## 9 県民に不安を与える犯罪への対策

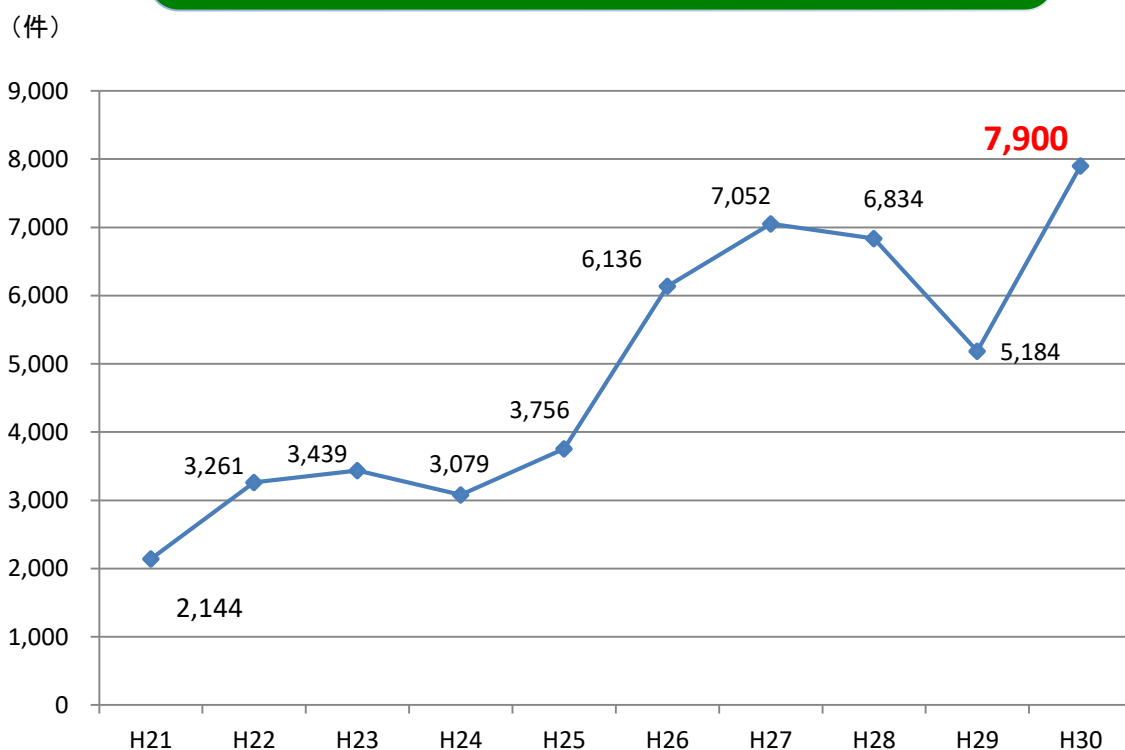
刑法犯全体の認知件数が大きく減少する中、住宅対象侵入窃盗も比例するように、平成16年には14,790件発生していましたが、平成30年は2,595件と82.5%減少しています。

しかしながら、平成30年は、平成16年以来継続していた減少傾向から反転、前年比で52件の増加となりました。

また、インターネットやコンピュータを対象とした情報技術を悪用したサイバー犯罪に関連する相談受理件数は、平成30年は7,900件と、前年と比較して2,716件増加しています。具体的には、詐欺・悪質商法の被害に関する相談や架空請求に関係した迷惑メールに関する相談が多くを占めています。

県民の身近で発生し、多大な不安を与える犯罪への速やかな対応が必要となっています。

サイバー犯罪関連相談受理状況



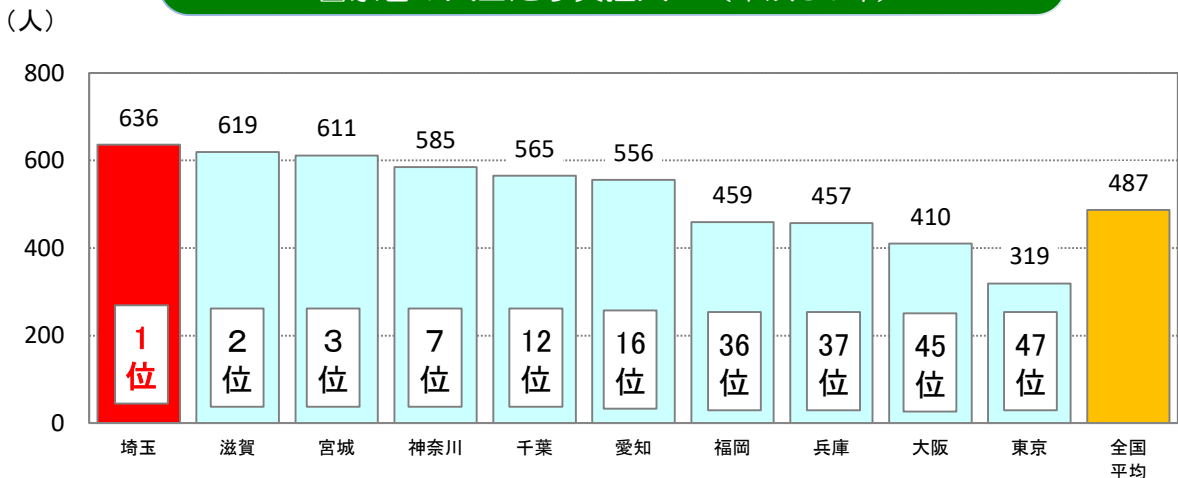
## 10 過重な警察官の負担の軽減

本県では、平成13年度から平成29年度までの間、全国最多となる2,895人の警察官を増員し、警察力の強化に努めてきました。（P19参照）

しかし、本県の平成31年の警察官1人当たりの人口負担は636人と全国第1位で、東京都の319人と比べると約2倍となっています。また、警察官1人当たりの刑法犯認知件数\*も5.21件と全国一負担が大きく、東京都の約2倍です。

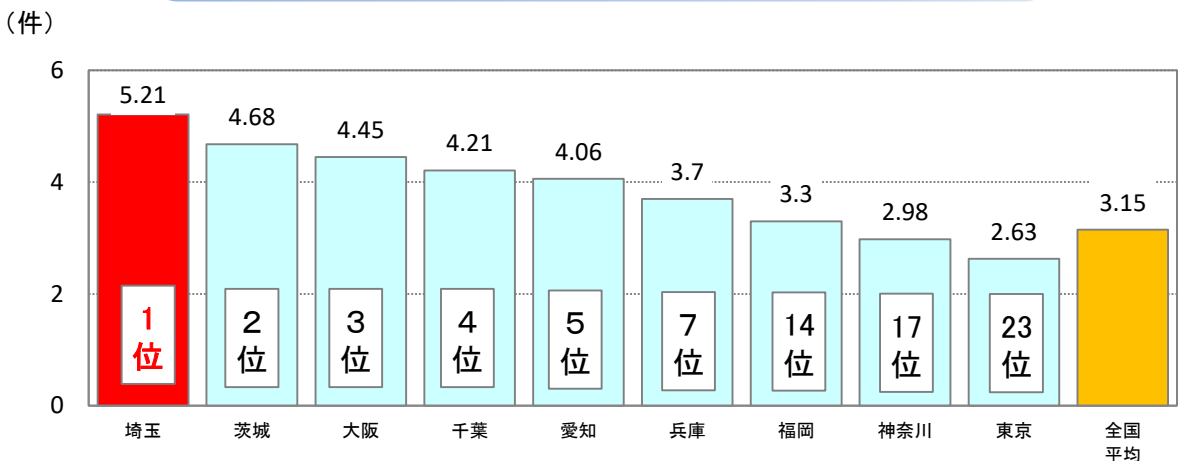
このように、全国的にみると、本県の警察官1人当たりの業務負担は依然として過重となっており、警察官の増員をはじめとする警察活動の充実強化が求められています。

警察官1人当たり負担人口（平成31年）



人口は各都道府県の推計人口（平成31年4月1日）、警察官数は各都道府県の警察職員の定員を定める条例に基づく定員（平成31年4月1日）から算出。

警察官1人当たり刑法犯認知件数\*（平成31年）



刑法犯認知件数は各都道府県の認知件数（平成30年）、警察官数は各都道府県の警察職員の定数を定める条例に基づく定員（平成31年4月1日）から算出。



## **第5章**

# **防犯のまちづくりに関する 施策展開の方向**

## 1 基本方針

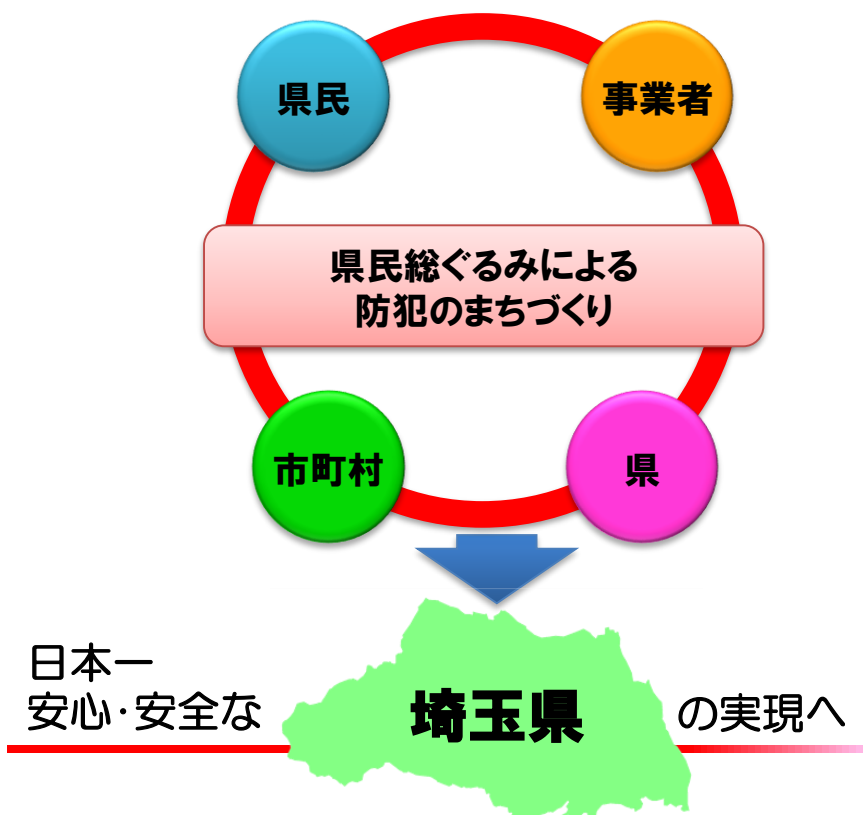
本計画では、条例の基本理念、これまでの取組と成果及び今後の課題を踏まえ、次の事項を基本として推進します。

### 埼玉県防犯のまちづくり推進計画 基本方針

- (1) 自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図る
- (2) お互いが支え合う地域社会の形成を図る
- (3) 安全な都市環境の整備を図る
- (4) 子供を犯罪被害から守る
- (5) 規範意識の高揚を図る
- (6) 県民に多大な不安を与える犯罪・多発する犯罪への対策を図る
- (7) 警察活動の充実強化を図る

## 2 県民運動としての展開

県民、事業者、市町村及び県が相互に連携・協力し、一体となって取り組む県民運動としての防犯のまちづくりを推進します。





### 3 長期目標

本県では、平成17年度からの第1期計画、平成22年度からの第2期計画、平成27年度からの現計画に基づき、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

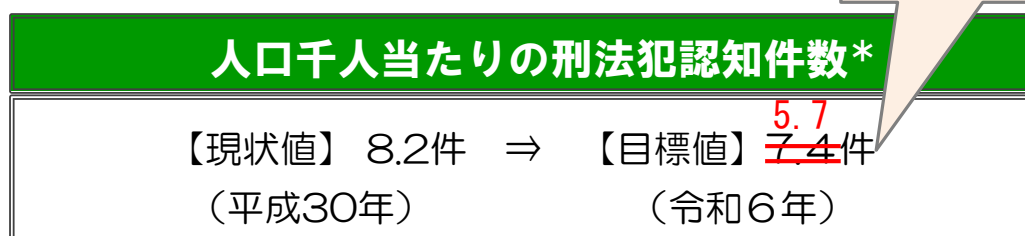
その結果、人口千人当たりの刑法犯認知件数は、平成16年の25.7件から、平成30年には8.2件と着実に減少し、戦後（昭和21年～）、最も低い水準に達しました。

本計画では、犯罪の減少傾向維持を最優先とし、さらなる犯罪減少を目指します。

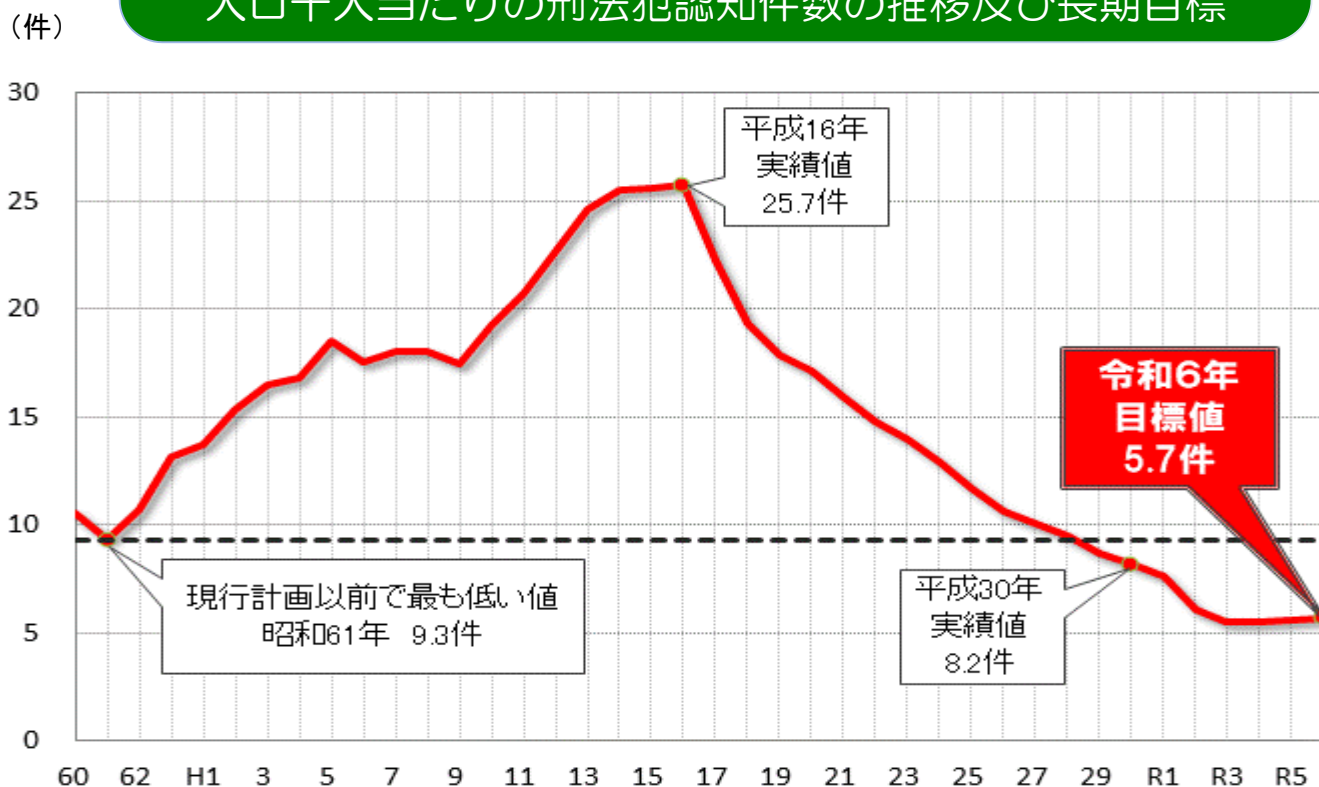
令和6年における人口千人当たりの刑法犯認知件数を平成30年の10%減となる7.4件まで減少させることを長期目標とします。

この数値目標は、統計上、過去に例をみない水準となります。

埼玉県5か年計画  
(令和4年度～8年度)  
における指標の変更に伴い、  
5.7件に修正

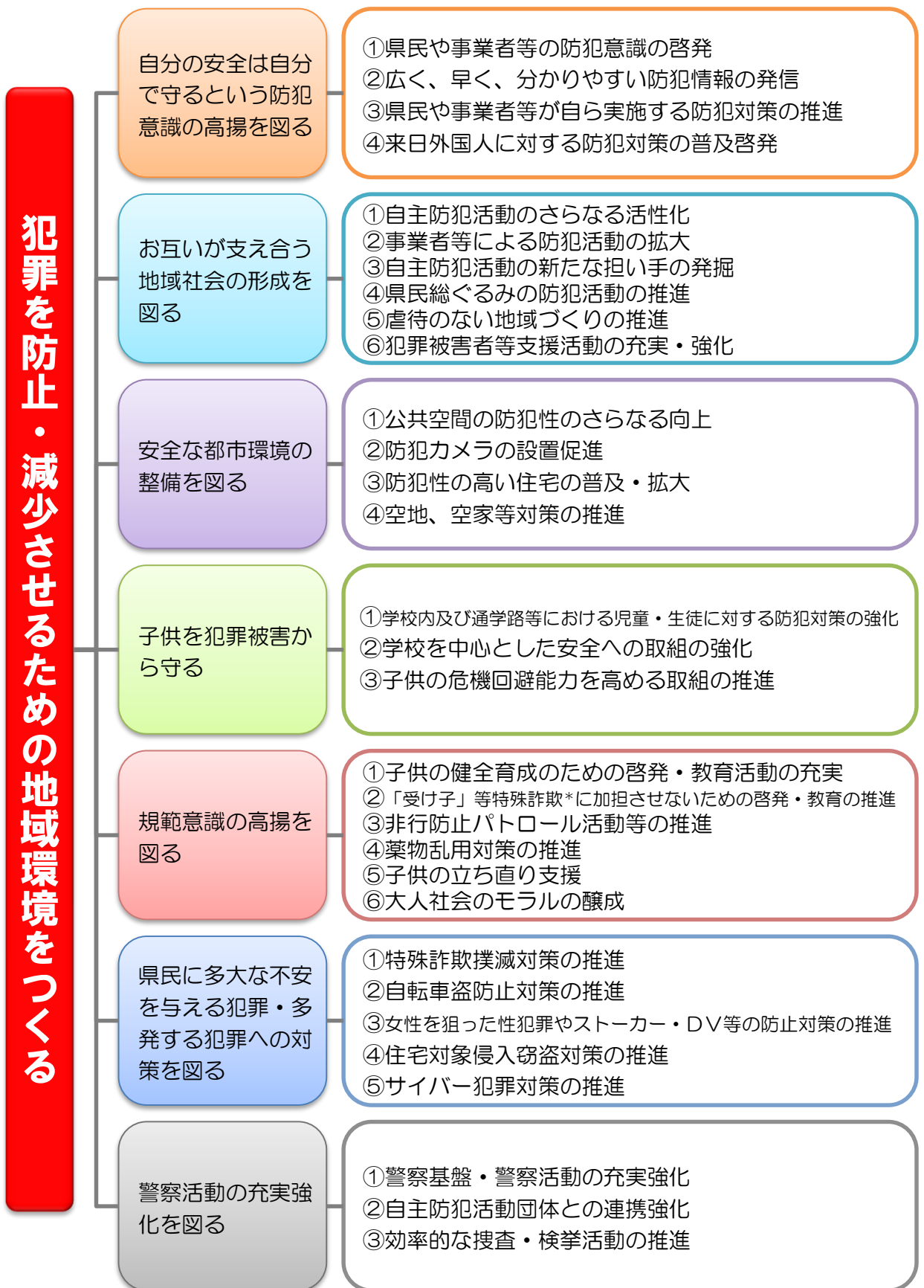


### 人口千人当たりの刑法犯認知件数の推移及び長期目標



※各年の数値は、各年の刑法犯認知件数の総数と4月1日現在の推計人口から算出。

4 推進計画の施策体系



## **第6章**

# **防犯のまちづくりに関する 主な取組と指標**

施策  
1

## 自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図る

### 施策の内容

犯罪を起こさせにくい地域環境をつくるためには、まず、県民自らが身近な犯罪の発生状況をきちんと把握した上で、「自分の安全は自分で守る」という防犯意識の高揚を図り、率先して防犯対策を講じることが重要です。

そこで、県、警察及び市町村が連携・協力して、犯罪発生状況や防犯対策などに関する情報を、広く、早く、分かりやすく、県民に発信していきます。また、生活習慣の相違等から地域住民とのコミュニケーションが希薄になりやすい来日外国人に対して地域の安全に関する情報の提供や自主防犯ボランティアへの参加を促進します。

### 主な取組

#### ① 県民や事業者等の防犯意識の啓発

- 自治会等を対象とした県職員による防犯のまちづくり出前講座の実施
- 子供から高齢者まで幅広い層を対象とした警察官による防犯講話の実施
- 防犯のまちづくり街頭キャンペーン等の実施
- 若い世代の防犯ボランティアによる防犯活動の推進

#### ② 広く、早く、分かりやすい防犯情報の発信

- テレビ、新聞、ホームページ、スマートフォン等を活用した多様な広報媒体による的確で迅速な情報発信
- 子供、高齢者、女性、障害者など、対象に応じた防犯情報の提供
- 地域住民に対して防犯情報を発信する市町村への支援

#### ③ 県民や事業者等が自ら実施する防犯対策の推進

- 地域住民への防犯意識の啓発活動を実施する市町村への支援
- 県民への防犯まちづくりマニュアル等の提供
- 個人及び家庭の防犯対策の向上に役立つ防犯用品や防犯機器の普及啓発
- 業種に応じた犯罪情報の提供及び防犯指導等、事業者への支援
- 金融機関や深夜物品販売等事業者\*の防犯対策に対する支援

#### ④ 来日外国人に対する防犯対策の普及啓発

- 来日外国人に対する防犯情報の提供や各種防犯対策に関する啓発活動の推進

## 施策指標

## 県職員による防犯のまちづくり出前講座の受講者数

現状値 8,847人／年度  
(平成30年度)



目標値 15,000人／年度  
(令和6年度)

## 防犯のまちづくりホームページへのアクセス件数

現状値 5,607 件／月  
(平成30年度)



目標値 6,000 件／月  
(令和6年度)

施策  
2

## お互いが支え合う地域社会の形成を図る

### 施策の内容

本県では、日本一の数を誇る自主防犯活動団体「わがまち防犯隊\*」や地域に密着した事業者等による、地域の安全・安心を守るための活動が活発に展開されています。

こうした県民や事業者等による防犯活動の維持・拡大を図ると同時に、県民、事業者、市町村、県、警察等の連携を強化し、県民総ぐるみで防犯のまちづくりを推進します。

### 主な取組

#### ① 自主防犯活動のさらなる活性化

- 自治会、事業者、大学生等による自主防犯活動団体の新規結成の促進
- 青色防犯パトロール\*活動を開始又は拡大する団体に対する支援
- 自主防犯活動団体への犯罪情報・防犯対策の提供やパトロール指導・助言等の実施
- 自主防犯活動の充実・強化に取り組む市町村等への支援
- 自主防犯活動団体に対する表彰等の実施

#### ② 事業者等による防犯活動の拡大

- 埼玉県防犯のまちづくりに関する協定\*締結事業者等による防犯活動の拡充
- 地域安全協定\*等に基づく地域の事業者等による防犯活動の推進

#### ③ 自主防犯活動の新たな担い手の発掘

- 大学生等次世代の防犯活動の担い手の発掘
- 防犯サポーター\*の拡充による次世代の防犯活動の担い手を発掘

#### ④ 県民総ぐるみの防犯活動の推進

- 「埼玉県防犯のまちづくり推進会議\*」による県民総ぐるみによる推進体制の強化
- 県民、事業者等及び行政による「減らそう犯罪の日\*」一斉パトロールの実施
- 地域における自主防犯活動団体、事業者等、防犯サポーター及び行政の相互連携による防犯活動の推進

#### ⑤ 虐待のない地域づくりの推進

- 児童・高齢者・障害者虐待を防止するための取組の推進

#### ⑥ 犯罪被害者等支援活動の充実・強化

- 埼玉県犯罪被害者等支援条例に基づく施策の総合的かつ計画的な実施

**施策指標**

**自主防犯活動が実施されている地域の割合**

現状値 88.9 %  
(平成30年度)



目標値 90 %  
(令和6年度)

**自主防犯活動団体への研修**

現状値 全団体  
(平成27年度～令和元年度)



目標値 全団体  
(令和2年度～令和6年度)

**青色防犯パトロール\*車両台数**

現状値 682 台  
(平成30年度)



目標値 1,000 台  
(令和6年度)

**埼玉県防犯のまちづくりに関する協定\*締結事業者・団体数**

現状値 121 事業者・団体  
(平成30年度)



目標値 160 事業者・団体  
(令和6年度)

施策  
3

## 安全な都市環境の整備を図る

### 施策の内容

防犯のまちづくりを進めるに当たっては、道路、公園、駐車場、駐輪場等の公共空間、住宅、事業所等において、防犯に配慮した構造、設備、配置等を工夫し、犯罪が発生しにくい環境を整備することが必要です。

そのため、引き続き「埼玉県防犯指針\*」に基づく公共空間の整備を進めるとともに、公共空間への防犯カメラの適正な設置・運用を支援します。また、防犯性の高い住宅や建物の普及を推進するとともに、犯罪の温床になりやすい空地・空家の適正な管理等に向けた対策を促進します。

### 主な取組

#### ① 公共空間の防犯性のさらなる向上

- 防犯性の高い公共空間の整備の推進
- 防犯に配慮したまちづくりに向けた市町村等への助言
- 防犯のまちづくり実践事例集\*を活用した自治会等向け出前講座の実施

#### ② 防犯カメラの設置促進

- 公共空間への防犯カメラの整備の推進
- 防犯カメラの適正な設置と運用の普及

#### ③ 防犯性の高い住宅の普及・拡大

- インターネットを利用した「住まいの簡易防犯診断\*」の普及
- 「住まいの防犯アドバイザー\*」による無料相談会や専門診断等の実施
- 住宅用防犯機器の紹介等による家庭における防犯対策に関する知識の普及

#### ④ 空地、空家等対策の推進

- 市町村の空家等対策計画\*策定や空き家バンク開設等の支援



施策指標

県内（市町村等）の防犯カメラの設置台数

現状値 8,989 台  
（平成30年度）



目標値 10,000 台  
（令和6年度）

空家等対策計画\*策定市町村数

現状値 34 市町村  
（平成30年度）



目標値 50 市町村  
（令和7年度）  
※埼玉県住生活基本計画に準拠

施策  
4

## 子供を犯罪被害から守る

### 施策の内容

次代を担う大切な子供たちを犯罪から守るためには、地域、学校、行政及び警察が連携して見守っていく必要があります。また、子供たちが犯罪から自分自身を守る能力を身に付けていくことも重要です。

そのため、地域ぐるみで子供の安全を確保する体制をさらに強化するとともに、学校等の安全管理体制等の整備を積極的に支援します。また、子供の危機回避能力を高めるため学校等における防犯教育等をさらに充実させます。

### 主な取組

#### ① 学校内及び通学路等における児童・生徒に対する防犯対策の強化

- 自主防犯活動団体、PTA、学校応援団\*等による登下校時の見守り活動の促進
- 各学校における危機管理マニュアルの見直し及び活用の推進
- 通学路安全パトロールの指導等を行うスクールガード・リーダー\*の配置
- こども110番の家\*による見守り活動の推進
- ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等の事業者との連携と情報発信

#### ② 学校を中心とした安全への取組の強化

- 全ての学校における施設・設備の安全点検や児童・生徒への安全指導に関する計画の作成及び適切な実施
- 各学校における教職員対象の防犯研修会の実施
- 学校等へのきめ細やかな犯罪情報の提供
- 学校の防犯機器等の整備を行う市町村への支援

#### ③ 子供の危機回避能力を高める取組の推進

- 学校と警察の連携による防犯教室等の実施
- 各学校における地域安全マップ\*の見直しの推進
- 児童・生徒への防犯ブザー等の防犯用具の普及に取り組む市町村への支援

## 施策指標

### 通学路等における子供の見守り活動実施率（公立小学校・義務教育学校）

現状値 100 %  
（平成30年度）



目標値 100 %  
（令和6年度）

### こども110番の家\*の数

現状値 69,445 か所  
（平成30年度）



目標値 70,000 か所  
（令和6年度）

### 各学校における教職員対象の防犯研修会の実施率（公立小・中・義・高・特別支援学校）

現状値 100 %  
（平成30年度）



目標値 100 %  
（令和6年度）

### 児童生徒を対象とした防犯教育（防犯教室等）の実施率（公立小・中・義・高・特別支援学校）

現状値 100 %  
（平成30年度）



目標値 100 %  
（令和6年度）

### 学校等における地域安全マップ\*の更新（見直し）実施率（公立小・中・義務教育学校）

現状値 95 %  
（平成30年度）



目標値 100 %  
（令和6年度）

施策  
5

## 規範意識の高揚を図る

### 施策の内容

子供たちの健やかな成長を促し、自立した社会人に育てていくためには、社会全体で子供たちの規範意識の育成に取り組むことが重要です。また、大人の規範意識の低下は、子供たちの行動に悪影響を及ぼすことから、大人の規範意識の高揚を図っていかねばなりません。

そのため、子供の健全育成に引き続き努めるとともに、非行や問題行動等への対応を充実させます。また、有害な社会環境の浄化を徹底するなど大人社会のモラルの向上を図ります。

### 主な取組

#### ① 子供の健全育成のための啓発・教育活動の充実

- 学校と警察の連携による非行防止教室等の実施
- 非行防止県民運動や非行防止キャンペーン等の啓発活動の実施
- 「いじめ・非行防止ネットワーク\*」による学校への支援
- 非行や問題行動等が深刻化している学校へのスクール・サポーター\*の派遣
- インターネットの安全利用の啓発等の推進

#### ② 「受け子」等、特殊詐欺\*に加担させないための啓発・教育の推進

- 少年を「受け子」等、特殊詐欺に加担させないための啓発・教育の推進

#### ③ 非行防止パトロール活動等の推進

- 非行防止夜間パトロールの実施
- インターネットによるいじめの監視等を行うネットパトロールや不適切な書込みを行う子供に注意指導するサイバー補導\*の実施

#### ④ 薬物乱用対策の推進

- 薬物乱用防止指導員等による薬物乱用防止教室やキャンペーンの実施
- 危険ドラッグ\*販売店舗等の監視指導
- 乱用薬物に係るインターネット販売サイトの取締り

#### ⑤ 子供の立ち直り支援

- 関係行政機関やNPO・民間団体等の連携による自立を促す活動の場づくり事業等の実施
- 非行少年を生まない社会づくりの推進

#### ⑥ 大人社会のモラルの醸成

- 地域住民による挨拶運動や環境美化活動等の促進
- 有害図書の区分陳列等に関する立入調査や指導等の実施

## 施策指標

## 学校における非行防止教室の実施率（公立小・中・義・高等学校）

現状値 100 %  
（平成30年度）



目標値 100 %  
（令和6年度）

## 声かけを行う非行防止夜間パトロールの実施市町村数

現状値 56 市町村  
（平成30年度）



目標値 57 市町村  
（令和6年度）

## 県民に多大な不安を与える犯罪・多発する犯罪への対策を図る

### 施策 6

#### 施策の内容

本県では、全国でもトップクラスのスピードで高齢化が進むことが予想される中、高齢者を狙った特殊詐欺\*、また、女性が安心して学び働くことができるよう性犯罪やストーカー等から女性を守る対策を進めていかなければなりません。さらに、IoTの拡大などインターネット環境が生活の一部となる中、多発しているサイバー犯罪への対策も進めていかなければなりません。

そのため、これら県民に多大な不安を与える犯罪・多発する犯罪の被害防止対策を推進します。

#### 主な取組

##### ① 特殊詐欺撲滅対策の推進

- 民生委員等が高齢者世帯を訪問して防犯意識を啓発する「お達者訪問事業」の実施
- 県職員による特殊詐欺\*対策出前講座の実施
- 要援護高齢者等支援ネットワーク\*による高齢者の見守り活動の推進
- 特殊詐欺被害防止コールセンター\*による高齢者への注意喚起
- 金融機関やコンビニエンスストア等における水際防止対策\*の徹底

##### ② 自転車盗防止対策の推進

- 自転車の施錠やツーロックの普及啓発を行う自転車盗防止キャンペーンの実施
- 駐輪場の防犯設備の整備を行う市町村への支援
- 市町村との連携による放置自転車クリーンキャンペーンの実施
- 駐輪場設備・管理者への効果的な防犯対策等に関する指導・助言の実施
- 「自転車盗は犯罪である」という意識を高めるための啓発活動の実施

##### ③ 女性を狙った性犯罪やストーカー・DV等の防止対策の推進

- 官学民による女性の安全・安心を守るためのネットワークの形成
- 企業や大学等との連携による女性社員や女子学生等向け防犯講話等の実施
- 性犯罪等の前兆となる不審者からの声かけ事案等に対する行為者の特定、検挙、指導、警告措置など先制・予防的活動の強化
- ストーカーやDV等の事案に対する対応の強化

##### ④ 住宅対象侵入窃盗対策の推進

- 住宅対象侵入窃盗被害を防止するための防犯用具・設備の普及啓発

##### ⑤ サイバー犯罪対策の推進

- インターネット上の違法・有害情報の排除、サイバー犯罪被害を防止するための啓発推進
- 県内関係機関、団体等で構成される埼玉サイバーセキュリティ推進会議を中心としたサイバー空間の実態把握や情報共有

施策指標

「お達者訪問事業」の訪問世帯数

現状値 単身・夫婦高齢者全世帯  
(平成30年度)



目標値 単身・夫婦高齢者全世帯  
(令和6年度)

全市町村による「振り込め詐欺被害防止ワークショップ」の開催

目標値 全市町村 開催  
(令和6年度)

女性の安全・安心ネットワーク\*参加団体数

現状値 29 団体  
(平成30年度)



目標値 100 団体  
(令和6年度)

自転車盗の認知件数

現状値 17,026 件  
(平成30年)



目標値 15,000 件  
(令和6年)

施策  
7

## 警察活動の充実強化を図る

### 施策の内容

本県では、全国最多の警察官の増員がなされてきたものの、警察官1人当たりの人口負担及び刑法犯認知件数\*は全国1位で、非常に厳しい状況にあります。今後、本県の治安を守っていくためには、著しい警察官不足を解消し、警察基盤の充実強化を図るとともに、自主防犯活動団体とのさらなる連携強化を図っていく必要があります。

そのため、警察官の増員に努めるとともに、街頭パトロールなど現場の警察活動の強化に努めます。また、さらなる地域の安全確保に向けた自主防犯活動団体との連携を強化します。

### 主な取組

#### ① 警察基盤・警察活動の充実強化

- 警察官の増員
- 女性警察官の積極的な採用
- 制服警察官による街頭警戒活動の強化
- 警察官の一時不在を補完するための交番相談員\*の効果的な運用

#### ② 自主防犯活動団体との連携強化

- 自主防犯活動団体への防犯パトロール指導・講習や合同パトロール等の実施

#### ③ 効率的な捜査・検挙活動の推進

- 各種装備機材等の整備及び効率的な捜査・検挙活動の推進



# 参考資料

- ◆ 施策体系・取組一覧
- ◆ 長期目標・施策指標一覧
- ◆ 用語解説
- ◆ 埼玉県防犯のまちづくり推進条例
- ◆ 埼玉県防犯指針
- ◆ 埼玉県特殊詐欺撲滅条例

# 施策体系・取組一覧

基本施策（7）		基本的取組（31）		具体的取組（100）	
1	自分の安全は自分で守るといふ防犯意識の高揚を図る	1	県民や事業者等の防犯意識の啓発	1	自治会等を対象とした県職員による防犯のまちづくり出前講座の実施
				2	子供から高齢者まで幅広い層を対象とした警察官による防犯講話の実施
				3	防犯のまちづくり街頭キャンペーン等の実施
				4	若い世代の防犯ボランティアによる防犯活動の推進
		2	広く、早く、分かりやすい防犯情報の発信	5	テレビ、新聞、ホームページ、スマートフォン等を活用した多様な広報媒体による的確で迅速な情報発信
				6	子供、高齢者、女性、障害者など、対象に応じた防犯情報の提供
				7	地域住民に対して防犯情報を発信する市町村への支援
		3	県民や事業者等が自ら実施する防犯対策の推進	8	地域住民への防犯意識の啓発活動を実施する市町村への支援
				9	県民への防犯のまちづくりマニュアル等の提供
				10	個人及び家庭の防犯対策の向上に役立つ防犯用品や防犯機器の普及啓発
				11	業種に応じた犯罪情報の提供及び防犯指導等、事業者への支援
				12	金融機関や深夜物品販売等事業者の防犯対策に対する支援
		4	来日外国人に対する防犯対策の普及啓発	13	来日外国人に対する防犯情報の提供や各種防犯対策に関する啓発活動の推進
2	お互いが支え合う地域社会の形成を図る	5	自主防犯活動のさらなる活性化	14	自治会、事業者、大学生等による自主防犯活動団体の新規結成の促進
				15	青色防犯パトロール活動を開始又は拡大する団体に対する支援
				16	自主防犯活動団体への犯罪情報・防犯対策の提供やパトロール指導・助言等の実施
				17	自主防犯活動の充実・強化に取り組む市町村等への支援
				18	自主防犯活動団体に対する表彰等の実施
		6	事業者等による防犯活動の拡大	19	埼玉県防犯のまちづくりに関する協定締結事業者等による防犯活動の拡充
				20	地域安全協定等に基づく地域の事業者等による防犯活動の推進
		7	自主防犯活動の新たな担い手の発掘	21	大学生等次世代の防犯活動の担い手の発掘
				22	防犯サポーターの拡充による次世代の防犯活動の担い手を発掘

2	お互いが支え合う地域社会の形成を図る	8	県民総ぐるみの防犯活動の推進	23	「埼玉県防犯のまちづくり推進会議」による県民総ぐるみによる推進体制の強化
				24	県民、事業者等及び行政による「減らそう犯罪の日」一斉パトロールの実施
				25	地域における自主防犯活動団体、事業者等、防犯サポーター及び行政の相互連携による防犯活動の推進
		9	虐待のない地域づくりの推進	26	児童・高齢者・障害者虐待を防止するための取組の推進
10	犯罪被害者等支援活動の充実・強化	27	埼玉県犯罪被害者等支援条例に基づく施策の総合的かつ計画的な実施		
3	安全な都市環境の整備を図る	11	公共空間の防犯性のさらなる向上	28	防犯性の高い公共空間の整備の推進
				29	防犯に配慮したまちづくりに向けた市町村等への助言
				30	防犯のまちづくり実践事例集を活用した自治会等向け出前講座の実施
		12	防犯カメラの設置促進	31	公共空間への防犯カメラの整備の推進
				32	防犯カメラの適正な設置と運用の普及
		13	防犯性の高い住宅の普及・拡大	33	インターネットを利用した「住まいの簡易防犯診断」の普及
				34	「住まいの防犯アドバイザー」による無料相談会や専門診断等の実施
				35	住宅用防犯機器の紹介等による家庭における防犯対策に関する知識の普及
14	空地、空家等対策の推進	36	市町村の空家等対策計画策定や空き家バンク開設等の支援		
4	子供を犯罪被害から守る	15	学校内及び通学路等における児童・生徒に対する防犯対策の強化	37	自主防犯活動団体、PTA、学校応援団等による登下校時の見守り活動等の促進
				38	各学校における危機管理マニュアルの見直し及び活用の推進
				39	通学路安全パトロールの指導等を行うスクールガード・リーダーの配置
				40	こども110番の家による見守り活動の推進
				41	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等の事業者との連携と情報発信
		16	学校を中心とした安全への取組の強化	42	全ての学校における施設・設備の安全点検や児童・生徒への安全指導に関する計画の作成及び適切な実施
				43	各学校における教職員対象の防犯研修会の実施
				44	学校等へのきめ細やかな犯罪情報の提供
				45	学校の防犯機器等の整備を行う市町村への支援

4	子供を犯罪被害から守る	17	子供の危機回避能力を高める取組の推進	46	学校と警察の連携による防犯教室等の実施
				47	各学校における地域安全マップの見直しの推進
				48	児童・生徒への防犯ブザー等の防犯用具の普及に取り組む市町村への支援
5	規範意識の高揚を図る	18	子供の健全育成のための啓発・教育活動の充実	49	学校と警察の連携による非行防止教室等の実施
				50	非行防止県民運動や非行防止キャンペーン等の啓発活動の実施
				51	「いじめ・非行防止ネットワーク」による学校への支援
				52	非行や問題行動等が深刻化している学校へのスクール・サポーターの派遣
				53	インターネットの安全利用の啓発等の推進
		19	「受け子」等、特殊詐欺に加担させないための啓発・教育の推進	54	少年を「受け子」等、特殊詐欺に加担させないための啓発・教育の推進
		20	非行防止/パトロール活動等の推進	55	非行防止夜間パトロール活動の実施
				56	インターネットによるいじめの監視等を行うネットパトロールの実施
				57	インターネットで不適切な書き込みを行う子供に注意指導するサイバー補導の実施
		21	薬物乱用対策の推進	58	薬物乱用防止指導員等による薬物乱用防止教室やキャンペーンの実施
				59	危険ドラッグ販売店舗等の監視指導
				60	乱用薬物に係るインターネット販売サイトの取締り
		22	子供の立ち直り支援	61	関係行政機関やNPO・民間団体等の連携による自立を促す活動の場づくり事業等の実施
				62	非行少年を生まない社会づくりの推進
		23	大人社会のモラルの醸成	63	地域住民による挨拶運動や環境美化活動等の促進
64	有害図書の区分陳列等に関する立入調査や指導等の実施				
6	県民に多大な不安を与える犯罪・多発する犯罪への対策を図る	24	特殊詐欺撲滅対策の推進	65	民生委員等が高齢者世帯を訪問して防犯意識を啓発する「お達者訪問事業」の実施
				66	県職員による体験型啓発を盛り込んだ「振り込め詐欺被害防止ワークショップ」の実施
				67	要援護高齢者等支援ネットワークによる高齢者の見守り活動の推進
				68	特殊詐欺被害防止コールセンターによる高齢者への注意喚起

6	県民に多大な不安を与える犯罪・多発する犯罪への対策を図る	24	特殊詐欺撲滅対策の推進	69	金融機関やコンビニエンスストア等における水際防止対策の徹底
				70	埼玉県老人クラブ連合会等を通じた高齢者への防犯情報の発信
				71	地域とのつながりの希薄化を解消する高齢者の社会参加の支援
				72	特殊詐欺等に関する相談体制の拡充
				73	事業者等と連携した被害防止啓発活動の推進
				74	事業者等との連携による犯行拠点情報の収集
				75	地域住民の協力による「だまされたふり作戦」等の取り締まりの強化
				76	市町村支援による被害防止対策の推進
				77	「県民総ぐるみ」による被害防止対策
		25	自転車盗防止対策の推進	78	自転車の施錠やツーロックの普及啓発を行う自転車盗防止キャンペーンの実施
				79	駐輪場の防犯設備の整備を行う市町村への支援
				80	市町村との連携による放置自転車クリーンキャンペーンの実施
				81	駐輪場設備・管理者への効果的な防犯対策等に関する指導・助言の実施
				82	「自転車盗は犯罪である」という意識を高めるための啓発活動の実施
		26	女性を狙った性犯罪やストーカー・DV等の防止対策の推進	83	官学民による女性の安全・安心を守るためのネットワークの形成
				84	企業や大学等との連携による女性社員や女子学生等向け防犯講話等の実施
				85	女性を狙った犯罪発生情報の発信
				86	防犯ブザー等の防犯用具の普及
				87	性犯罪等の前兆となる不審者からの声かけ事案等に対する行為者の特定、検挙、指導・警告措置など先制・予防的活動の強化
				88	ストーカーやDV等の事案に対する対応の強化
				89	ストーカーやDV等の被害防止対策等の啓発
27	住宅対象侵入窃盗対策の推進	90	自主防犯活動団体のレベルアップに必要な支援の実施		
		91	住宅対象侵入窃盗被害を防止するための防犯用具・設備の普及啓発		

6	県民に多大な不安を与える犯罪・多発する犯罪への対策	28	サイバー犯罪対策の推進	92	インターネット上の違法・有害情報の排除
				93	サイバー犯罪被害を防止するための啓発の推進
				94	サイバーセキュリティ推進会議の開催等による関係機関、団体間におけるサイバー空間の実態把握や情報共有
7	警察活動の充実強化を図る	29	警察基盤・警察活動の充実強化	95	警察官の増員
				96	女性警察官の積極的な採用
				97	制服警察官による街頭活動の強化
				98	警察官の一時不在を補完するための交番相談員の効果的な運用
		30	自主防犯活動団体との連携強化	99	自主防犯活動団体への防犯パトロール指導・講習や合同パトロール等の実施
31	効果的な捜査・検挙活動の推進	100	各種装備機材等の整備及び効果的な捜査・検挙活動の推進		



## 長期目標・施策指標一覧

### 【長期目標】

埼玉県5か年計画  
（令和4年度～8年度）  
における指標の変更に伴い、  
5.7件に修正

頁	長期目標	現状値	目標値	目標設定に当たっての考え方
37	人口千人当たりの刑法犯認知件数	8.2件 (H30年)	5.7 <del>7.4</del> 件 (R6年)	県内における1年間の人口千人当たりの刑法犯認知件数を、平成30年の10%減となる7.4件に減少させることを目指す。

### 【施策指標】

区分＝《新規》本計画から新たに設定、《継続》前計画の指標を継続

頁	区分	施策指標	現状値	目標値	目標設定に当たっての考え方
41	継続	県職員による防犯のまちづくり出前講座の受講者数	8,847人 /年度 (H30年度)	15,000人 /年度 (R6年度)	県職員が地域に出向いて犯罪情勢や防犯対策などを説明する防犯のまちづくり出前講座の年間受講者数を、過去4年間の平均年間受講者数11,629人を上回る15,000人に増加させることを目指す。
	継続	防犯のまちづくりホームページへのアクセス件数	5,607件/月 (H30年度)	6,000件/月 (R6年度)	防犯・交通安全に関する情報を広く提供する防犯のまちづくりホームページへの月平均アクセス件数を、平成30年度から約400件上回る6,000件まで増加させることを目指す。
43	継続	自主防犯活動が実施されている地域の割合	88.9% (H30年度)	90% (R6年度)	県内における自治会・町内会などの区域のうち、県民や事業者などによる自主防犯パトロール活動が実施されている地域の割合を向上させることを目指す。
	継続	自主防犯活動団体への研修	全団体 (H27～ R1年度)	全団体 (R2～6年度)	自主防犯活動団体の活性化と活動継続を支援するため、全ての団体を対象に研修を実施することを旨とする。
	継続	青色防犯パトロール車両台数	682台 (H30年度)	1,000台 (R6年度)	県内における青色防犯パトロール車両を、平成30年の約1.5倍となる1,000台に増加させることを目指す。
	継続	埼玉県防犯のまちづくりに関する協定締結事業者・団体数	121事業者・団体 (H30年度)	160事業者・団体 (R6年度)	埼玉県防犯のまちづくりに関する協定締結事業者・団体を、平成30年度から39事業者・団体拡大させることを目指す。



頁	区分	施策指標	現状値	目標値	目標設定に当たっての考え方
45	新規	県内(市町村等)の防犯カメラの設置台数	8,989/台 (H30年度)	10,000/台 (R6年度)	市町村が設置する防犯カメラを約1,000台増加させることを目指す。
	新規	空家等対策計画策定市町村数	34市町村 (H30年度)	50市町村 (R7年度)	63市町村のうち、8割の市町村において計画が策定されることを目指す。
47	継続	通学路等における子供の見守り活動実施率(公立小学校、義務教育学校)	100% (H30年度)	100% (R6年度)	県内全ての公立小学校及び義務教育学校において実施されている、PTA、学校応援団、自主防犯活動団体などによる登下校時の見守り活動を維持する。
	継続	こども110番の家の数	69,445か所 (H30年度)	70,000か所 (R6年度)	子供が犯罪に遭遇した場合等に避難できる県内のこども110番の家を、平成30年度から500か所以上増加させることを目指す。
	継続	各学校における教職員対象の防犯研修会の実施率(公立小・中・義・高・特別支援学校)	100% (H30年度)	100% (R6年度)	県内全ての公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校(さいたま市を除く)において実施されている、教職員を対象とした防犯に関する校内研修会100%開催を維持する。
	継続	児童生徒を対象とした防犯教育(防犯教室等)の実施率(公立小・中・義・高・特別支援学校)	100% (H30年度)	100% (R6年度)	県内全ての公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校(さいたま市を除く)において実施されている、児童生徒を対象とした防犯教育(防犯教室等)の100%開催を維持する。
	継続	学校等における地域安全マップの更新(見直し)実施率(公立小・中・義務教育学校)	95% (H30年度)	100% (R6年度)	県内全ての公立小学校、中学校及び義務教育学校(さいたま市を除く)において、地域安全マップの更新(見直し)を毎年度実施することを目指す。
49	継続	学校における非行防止教室の実施率(公立小・中・義・高等学校)	100% (H30年度)	100% (R6年度)	県内全ての公立小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校(さいたま市を除く)において実施されている非行防止教室の100%開催を維持する。
	新規	声かけを行う非行防止夜間パトロールの実施市町村	56市町村 (H30年度)	57市町村 (R6年度)	地域の青少年育成関係者や地域住民による夜間の非行防止パトロールを実施している市町村を増加させることを目指す。
51	継続	「お達者訪問事業」の訪問世帯数	単身・夫婦 高齢者 全世帯 (H30年度)	単身・夫婦 高齢者 全世帯 (R6年度)	民生委員等の協力をいただき高齢者世帯を訪問して防犯情報の提供などを行う「お達者訪問事業」により、高齢者単身世帯及び高齢夫婦のみの世帯を毎年度全戸訪問することを目指す。
	新規	全市町村による「振り込め詐欺被害防止ワークショップ」の開催	—	全市町村 (R6年度)	振り込め詐欺被害防止マイスターによる「ワークショップやり方講座」を受講した全市町村の職員が、自ら講師としてワークショップを実施することを目指す。
	継続	女性の安全・安心ネットワーク参加団体数	29団体 (H30年度)	100団体 (R6年度)	行政・企業・大学等が相互に連携・協力して女性を狙った性犯罪等の撲滅を目指す官学民のネットワークの100団体参加を目指す。
	継続	自転車盗の認知件数	17,026件 (H30年)	15,000件 (R6年)	長期目標を踏まえ、自転車盗の認知件数を15,000件に減少させることを目指す。

## 用語解説

文中に＊を付した語句の解説をしています

行	用語	説明
あ	青色防犯パトロール	青色回転灯を装備する自動車を使用し、かつ、青色回転灯を点灯させて行う自主防犯パトロール。
	空家等対策計画	総合的な空き家対策の推進を目的に「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市民の生命、身体、財産の保護及び良好な生活環境の確保のため、空家対策の基本的な方向性を示すもの。
	いじめ・非行防止ネットワーク	いじめや非行、問題行動の未然防止を目的として、学校、市町村教育委員会、警察、地域ボランティア、民生・児童委員、PTA等で構成されるネットワークで、生徒指導に係る情報交換や取組についての協議、校内巡回や挨拶運動など地域の力を活用した幅広い支援を行う。
か	学校応援団	学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。
	危険ドラッグ	麻薬や覚醒剤ではないが、それらと同じような幻覚や興奮作用などの有害性が疑われる薬物。規制を逃れるために使用目的を芳香剤、ビデオクリーナー、研究用試薬、観賞用植物、ハーブ、お香などと偽り、インターネットなどで販売されている。
	刑法犯認知件数	警察において発生を認知した刑法犯の件数。
	県民の生活に身近な犯罪	主に街頭で発生する犯罪。本計画では、車上ねらい、自転車盗、自動販売機ねらい、オートバイ盗、自動車盗、ひったくり、路上強盗、強制的いせつ、強制性交等の9罪種及び住宅対象侵入窃盗を指す。
	公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター	平成14年に設立された無償で被害者の各種支援活動を行っている犯罪被害者等早期援助団体（民間支援団体）。平成16年に社団法人化、平成23年に公益社団法人に移行。
	交番相談員	交番において地理案内、各種相談等の処理、事件・事故等の届出に対する連絡、通報、遺失届等の受理等を行う会計年度任用職員。街頭活動による警察官の一時不在を補完するため、すべての交番、派遣所に配置している。
	子供に対する声かけ事案	18歳以下の者に対して、犯罪行為には至らないが、「声をかける」「手を引く」「肩に手をかける」「後をつける」等の行為で、略取・誘拐や性犯罪等の重大な犯罪の前兆としてとらえられる事案のこと。
	こども110番の家	児童生徒の登下校を中心に、不審者に遭遇したり、不慮の危険に巻き込まれた場合に、児童生徒が駆け込むことができる家や商店等。

行	用語	説明
さ	埼玉県防犯のまちづくり推進会議	埼玉県防犯のまちづくり推進条例に基づき、市町村、県民及び事業者が連携・協力し、防犯のまちづくりを県民総ぐるみで推進することによって、犯罪のない「日本一安心・安全な埼玉県」を実現することを目的として、平成17年度に行政、地域団体及び事業者等を構成員として設立。
	埼玉県防犯指針	埼玉県防犯のまちづくり推進条例に基づき、「学校等における児童等の安全を確保するための指針」、「通学路等における児童等の安全を確保するための指針」、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針」及び「防犯カメラの設置と利用に関する指針」の5つの指針で構成される。これらの指針に基づき、防犯に配慮した環境整備を進めることにより、犯罪を起こさせにくい地域社会の実現に資するもの。詳細は71ページ参照。
	埼玉県防犯のまちづくりに関する協定	県及び警察が、県内全域または広域を巡回する事業者や団体等と協定を締結し、巡回中に不審者を目撃した場合の通報や、保護を必要とする人を発見した場合の救護や通報について協力を依頼するもの。
	サイバー補導	インターネット上で援助交際の呼びかけなど不適切な書き込みを発見した際に、警察官が身分を隠してメール等で連絡を取り、直接接触して注意や指導を行う対策。
	少年サポートセンター	少年相談、街頭補導、非行防止教室、被害少年等に対する継続的な支援、広報啓発のための情報発信など少年の非行防止に向けた活動を行っており、県内では埼玉県警察少年サポートセンター（武蔵浦和ラムザタワー内）、西分室（川越警察署内）、北分室（北部機動センター（深谷）内）、東分室（越谷合同庁舎内）の4拠点に設置している。
	女性の安全・安心ネットワーク	県内の行政・企業・大学等が相互に連携・協力して女性を狙った性犯罪等の撲滅を目指す官学民によるネットワーク。
	深夜物品販売等事業者	埼玉県防犯のまちづくり推進条例で、深夜（午後10時から翌日の午前6時まで）に物品の販売等を業として行う者の防犯対策について規定し、規則により①スーパーマーケット、②コンビニエンスストア、③レンタルビデオ・CD店、④ガソリンスタンドを営む者を規定している
	スクール・サポーター	問題行動が深刻化した中学校からの要請に基づいて派遣される会計年度任用職員（元警察官又は教員経験者）で、教職員と連携し、生徒の非行や問題行動への対応や、校内のパトロールを行うなど、生徒の健全育成と校内環境の正常化に向けた支援活動を行っている。
	スクールガード・リーダー	学校などを巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う者。
	住まいの簡易防犯診断	建物所有者等が既存住宅の防犯性を自ら診断することができるインターネット上のサービス。県及び埼玉県住まいづくり協議会が協働で提供している。

行	用語	説明
さ	住まいの防犯アドバイザー	県民からの依頼により、埼玉県住まいづくり協議会の登録を受けた建築士・防犯設備士等が、現地に出向いて住宅の防犯性に関する専門的な診断及び防犯性向上のための相談を行うもの。
	セーフティステーション	犯罪被害等に遭遇した場合の保護や通報等、住民が犯罪の被害や不審者に遭遇した場合に駆け込める事業所等。
た	だまされたふり作戦	犯行グループから詐欺の電話があった場合、住民の協力を得て、だまされたふりをしてもらい現金等の受け渡し日時や場所を特定し、現場に現れた犯人を逮捕する捜査手法。
	地域安全協定	自治体や防犯関係団体・地域の事業者等と「犯罪の被害に遭い、又は遭いそうになった子供等の一時保護と警察への通報」、「子供の見守り活動と犯罪や不審者を目撃した際の警察への通報」等を内容とする協定。
	地域安全マップ	子供の安全を確保するために、通学路上の要注意箇所などを示した地図。子供たち自身が通学路などを点検し、犯罪が起こりやすい場所を地図にする作業を通じて、子供たちの被害防止（危険予測）能力が高まることが期待できる。また、保護者や地域住民にもマップづくりに参加してもらうことで、地域の防犯力向上にもつながる。
	特殊詐欺	被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む）の総称。
	特殊詐欺被害防止コールセンター	民間事業者が委託を受け、特殊詐欺への注意喚起と被害防止対策等を電話で直接県民や金融機関に行う。
は	減らそう犯罪の日	埼玉県防犯のまちづくり推進条例により、県民の防犯意識の向上と県民参加による取組により犯罪の減少を図るため、10月11日を減らそう犯罪の日としている。
	防犯サポーター	ランニング・ウォーキングなどの運動習慣のある方に、県が提供する青色LED付き防犯ウエストバックを身につけて、運動しながら防犯活動をしていただく取り組み。自主防犯団体への加入や、地域の防犯パトロール活動への参加とは異なり、自分の好きな時間に、気軽にできる防犯活動
	防犯のまちづくり実践事例集	防犯の視点から道路や公園などの生活空間を改善した事例を中心に、実践されている防犯対策の事例を収集したもの。

行 ま	用語	説明
	水際防止対策	金融機関やコンビニエンスストアなどに対し、高額な振込をされる方や高額のお金をお持ち帰りされる方への注意喚起のほか、最寄りの警察署への通報を要請し、水際での特殊詐欺の防止を行うもの。
や	要援護高齢者等支援ネットワーク	行政、民生委員、自治会、金融機関、新聞配達やガス会社など高齢者と接する機会が多い機関が連携して高齢者を見守るネットワーク。
わ	わがまち防犯隊	自主防犯活動団体の本県における愛称。平成18年度に公募により決定。

## 埼玉県防犯のまちづくり推進条例

平成16年3月26日  
埼玉県条例第36号

## （前文）

私たちのふるさと埼玉は、首都圏にあって、武蔵野の面影を残し、温暖な気候にも恵まれ、穏やかで、活力に満ちた彩り豊かな県である。

しかし、都市化や情報化の進展など社会環境の変化による価値観やライフスタイルの多様化、人間関係や地域の連帯感の希薄化、社会的な規範意識の低下などを背景に、子供、高齢者、女性等を狙った犯罪、インターネットを利用した犯罪、あるいは、街頭犯罪や侵入盗など、日常生活が営まれる場所で多くの犯罪が発生し、私たちの暮らしを脅かしている。

こうした犯罪は、人の目が行き届いていない、犯罪を行おうとする者が近づきやすい又は防犯意識が低い等の犯罪を行いやすい状況、すなわち、犯罪を誘発する「機会」を利用して行われる性格を有している。

このため、こうした犯罪の防止を図るためには、警察の活動とともに私たち一人一人が、自ら犯罪を防止する意識を持って、私たちが住む地域に目を注ぎ、地域のつながりを強めて、犯罪を誘発する機会を取り除き、「犯罪を起こさせにくい地域環境づくり」を推進することが必要である。

まず、隣近所同士で「おはよう」の挨拶を交わそう、そして、手を携えて「防犯のまちづくり」を推進しよう。

ここに、私たち県民は、共に力を合わせて、犯罪のない、安全に、安心して暮らせる埼玉を築くことを決意し、この条例を制定する。

## （目的）

第1条 この条例は、防犯のまちづくり（地域社会における犯罪を起こさせにくい環境の整備をいう。以下同じ。）に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、防犯のまちづくりに関する施策の基本となる事項を定め、もって県民が安心して暮らすことができる安全な社会の実現に寄与することを目的とする。

## （基本理念）

第2条 防犯のまちづくりは、地域社会において犯罪を誘発する機会を除去することにより、犯罪を起こさせにくい環境の整備を行い、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会を実現することが、県民の豊かでゆとりある生活の基盤となることに鑑み、県と市町村、県民及び事業者との連携及び協力の下に、次に掲げる事項を基本として推進するものとする。

- （1）自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図ること。
- （2）お互いが支え合う地域社会の形成を図ること。
- （3）安全な都市環境の整備を図ること。
- （4）子供、高齢者、女性等を犯罪被害から守ること。
- （5）規範意識の高揚を図ること。

## （県の責務）

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、防犯のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、防犯のまちづくりの推進における市町村の役割の重要性にかんがみ、市町村が防犯のまちづくりに関する施策を実施する場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。

## （県民の責務）

第4条 県民は、基本理念にのっとり、日常生活における自らの安全の確保に積極的に努め

るとともに、相互の理解と協力の下に、地域における防犯のまちづくりに関する活動に自主的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 県民は、県がこの条例に基づき実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、防犯のまちづくりについての理解を深め、事業者が所有し、又は管理する施設及び事業活動に関し、自らの安全の確保に積極的に努めるとともに、防犯のまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、県がこの条例に基づき実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（減らそう犯罪の日）

第6条 県民の防犯意識の向上と県民参加による取組により犯罪の減少を図るため、減らそう犯罪の日を設ける。

- 2 減らそう犯罪の日は、10月11日とする。
- 3 県は、減らそう犯罪の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

（推進体制の整備）

第7条 県は、防犯のまちづくりを推進するための総合的な取組を実施するため、県、市町村、県民及び事業者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備するものとする。

- 2 県は、防犯のまちづくりに関する情報収集に努めるとともに、市町村と協力して、自治会その他の地域における団体、事業者、県民等（以下これらを「県民等」という。）が行う防犯のまちづくりのための自主的な活動に対し、必要な情報提供、助言その他の支援を行うものとする。

（推進計画の策定等）

第8条 県は、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - （1）防犯のまちづくりに関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
  - （2）その他防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 県は、前項第1号の長期的な目標を策定するに当たっては、具体的な指標を定めるよう努めるものとする。
- 4 県は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民及び事業者の意見を聴かなければならない。
- 5 県は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 6 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。
- 7 県は、市町村が推進計画を策定する場合には、必要な情報提供、助言その他の支援を行うものとする。

（啓発活動及び広報活動）

第9条 県は、防犯のまちづくりについての県民等の関心及び理解を深めるため、市町村と連携して、啓発活動及び広報活動を行うものとする。

（子供、高齢者、女性等の安全の確保）

第10条 県は、市町村及び県民等と連携して、子供、高齢者、女性等犯罪被害を受けやすい者の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## （学校等における児童等の安全の確保）

- 第11条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校の高等課程若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校で主として外国人の児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）に対して学校教育に類する教育を行うもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（以下これらを「学校等」という。）を設置し、又は管理する者は、次項に規定する児童等の安全の確保のための指針に基づき、当該学校等の施設内において、児童等の安全の確保をするよう努めるものとする。
- 2 知事、埼玉県教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校等における児童等の安全の確保のための指針を定めるものとする。

## （通学路等における児童等の安全の確保）

- 第12条 児童等が通学、通園等の用に供している道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場等（以下「通学路等」という。）において、当該通学路等の施設の管理者、地域住民、児童等の保護者、学校等の管理者及び当該通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して、児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 知事、埼玉県教育委員会及び公安委員会は、共同して、前項の措置に関する指針を定めるものとする。
- 3 県民は、通学路等において、児童等が危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれがあると認められる場合には、警察官への通報、危害の発生を防止するための避難誘導等の保護の措置その他の適切な措置をとるよう努めるものとする。

## （児童等の教育の充実）

- 第13条 県は、学校等、家庭及び地域住民等と連携して、児童等が犯罪被害を受けないようにするための教育の充実に努めるとともに、児童等が犯罪を行うことのないよう、規範意識を養い、健全な社会生活を営むことができるようにするための教育の充実に努めるものとする。

## （犯罪の防止に配慮した道路等の整備）

- 第14条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の普及に努めるものとする。
- 2 知事及び公安委員会は、共同して、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する防犯上の指針を定めるものとする。
- 3 自動車駐車場又は自転車駐車場（以下これらを「駐車場」という。）を設置し、又は管理する者は、前項に規定する防犯上の指針に基づき、当該駐車場を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## （空地又は空家における犯罪防止の措置）

- 第15条 空地又は空家を所有し、又は管理する者は、当該空地又は空家について、柵を設置し、又は出入口を施錠する等、犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## （犯罪の防止に配慮した住宅の普及）

- 第16条 県は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅の普及に努めるものとする。
- 2 知事及び公安委員会は、共同して、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する防犯上の指針を定めるものとする。
- 3 住宅を設計し、又は建築しようとする事業者及び共同住宅を所有し、又は管理する者は、前項に規定する防犯上の指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。



4 県は、県の区域において住宅を建築しようとする者、住宅を所有し、又は管理する者、住宅に居住する者等に対し、住宅の防犯性の向上のために必要な情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

（盗難の防止に配慮した自動車等の普及）

第17条 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の製造又は販売を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造及び設備を有する自動車等並びにひったくりによる被害その他の盗難を防止するための装置及び用具の普及に努めるものとする。

2 県は、前項の自動車等並びに装置及び用具の普及のため、自動車等の製造又は販売を業とする者に対する情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

（犯罪の防止に配慮した店舗等の整備）

第18条 金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、労働金庫、農業協同組合、信用農業協同組合連合会及び貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者をいう。）は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗等の整備に努めるものとする。

2 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）に物品の販売等を業として行う者（規則で定める者に限る。）は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する店舗の整備に努めるものとする。

（防犯カメラの設置及び利用基準）

第19条 道路、公園その他の公共の場所に防犯カメラ（犯罪の防止を目的として設置される映像機器及びこれに附属する機器をいう。以下同じ。）を設置する場合には、その設置者は、次項に規定する防犯カメラの適正な設置と利用に関する指針に基づき、人権を侵害することのないように配慮するものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、防犯カメラの適正な設置と利用に関する指針を定めるものとする。

（犯罪被害者等の支援）

第20条 県は、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に対し、市町村及び犯罪被害者等を支援する活動を行う民間支援団体と連携して、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第21条 県は、防犯のまちづくりが総合的に推進されることが重要であることに鑑み、市町村及び防犯のまちづくりのための自主的な活動を積極的に支援するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（指針の公表等）

第22条 第8条第4項及び第5項の規定は、知事、埼玉県教育委員会及び公安委員会がこの条例の規定により指針を策定する場合に準用する。

（見直し）

第23条 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

（委任）

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成18年7月11日条例第49号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年10月9日条例第54号）

この条例中第9条第1項の改正規定は学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から、その他の規定は貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号）の施行の日から施行する。

附 則（平成20年7月8日条例第39号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月17日条例第10号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第10号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

埼玉県防犯のまちづくり推進条例施行規則

平成16年6月29日

埼玉県規則第56号

埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）第18条第2項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 スーパーマーケット（衣食住に関する各種の商品を販売するセルフサービス店（売場面積の50パーセント以上についてセルフサービス方式を採用している店舗をいう。以下同じ。）で、その売場面積が250平方メートル以上のものをいう。）を営む者
- 二 コンビニエンスストア（飲食料品を中心に販売し、かつ、営業時間が1日14時間以上であるセルフサービス店で、その売場面積が30平方メートル以上250平方メートル未満のものをいう。）を営む者
- 三 音楽・映像記録物賃貸業（主としてコンパクトディスク、ビデオテープ等の音楽・映像記録物を賃貸する業をいう。）を営む者
- 四 ガソリンスタンド（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第1号に規定する給油取扱所（同令第17条第3項第1号から第3号まで及び第6号に該当するものを除く。）をいう。）を営む者

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

埼玉県防犯指針について

1 指針策定の主旨

埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号。以下「条例」という。）に基づき、「学校等における児童等の安全を確保するための指針」、「通学路等における児童等の安全を確保するための指針」、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針」及び「防犯カメラの設置と利用に関する指針」を定め、これらの指針に基づき防犯に配慮した環境整備を進めることにより、犯罪を起させにくい地域社会の実現に資するものである。

2 指針策定の根拠及び策定者

区分	条例の根拠規定	策定者
学校等における児童等の安全を確保するための指針	条例第11条第2項	知事、県教育委員会及び県公安委員会が共同して策定
通学路等における児童等の安全を確保するための指針	条例第12条第2項	知事、県教育委員会及び県公安委員会が共同して策定
犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針	条例第14条第2項	知事及び県公安委員会が共同して策定
犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針	条例第16条第2項	知事及び県公安委員会が共同して策定
防犯カメラの設置と利用に関する指針	条例第19条第2項	知事及び県公安委員会が共同して策定

3 指針の概要

(1) 学校等における児童等の安全を確保するための指針

学校、専修学校高等課程、各種学校（外国人の児童、生徒及び幼児に教育を行っているもの）及び児童福祉施設の施設内において、児童等の安全を確保するための具体的な方策を定めたものである。

(2) 通学路等における児童等の安全を確保するための指針

学校等の児童等が通学、通園に利用している道路並びに児童等が日常に利用している公園及び広場等での児童等の安全を確保するための具体的な方策を定めたものである。

(3) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項等を示すことにより、防犯性の高い道路等の普及を目的に定めたものである。

(4) 犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針

住宅の新築、改修の計画・設計における防犯上の配慮事項等を示すことにより、防犯性の高い住宅の普及を目的に定めたものである。

(5) 防犯カメラの設置と利用に関する指針

道路、公園その他の公共の場所の防犯カメラについて、設置及び利用の基準を示すことにより、防犯カメラの適切な運用を図ることを目的に定めたものである。

## 学校等における児童等の安全を確保するための指針

## 第1 通則

## 1 目的

この指針は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）第11条第2項の規定に基づき、学校等における児童等の安全を確保するために必要な方策を示すことにより、学校等における児童等の安全を確保することを目的とする。

## 2 基本的な考え方

## (1) 指針の対象

## ア 学校等

この指針における学校等は、次に掲げるものをいう。

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校の高等課程、各種学校及び児童福祉施設

## イ 児童等

この指針における児童等は、次に掲げるものをいう。

学校等に入所、通園、通学している乳児、幼児、児童及び生徒

## (2) 指針の位置づけ

ア 県立学校の管理者は、この指針に基づき具体的方策の実施に努めるものとする。

イ 県立以外の学校を設置し、又は管理する者は、この指針を踏まえて具体的方策の実施に努めるものとする。

ウ この指針は、児童等の発達段階や学校等の実情に応じて防犯対策推進体制を整備し運用するものとする。

## (3) 指針の見直し

この指針は、社会状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 具体的方策

## 1 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入防止

学校等の設置者又は管理者（以下「設置者等」という。）は、正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、必要に応じ、次のような対策の実施に努めるものとする。

(1) 出入口の限定、門扉の施錠

(2) 不審者の侵入を禁止する旨の立札、看板等の設置

(3) 来訪者用の入口及び受付の明示

(4) 来訪者に対する名簿の記入及び来訪証の使用の要請

(5) 来訪者へのあいさつ・声かけの励行

(6) 不審者の侵入に備えた危機管理マニュアルの作成

(7) 学校等の敷地内及び周辺の定期的な巡回の実施

## 2 施設・設備の点検整備

設置者等は、不審者侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、学校施設等の安全点検日を設定し、次のような施設・設備の点検整備等に努めるものとする。

(1) 門扉、フェンス、外灯、施設の出入口、窓、鍵等

(2) 保育室、教室、職員室の配置等

(3) 防犯警報装置（警報ベル、ブザー等）、防犯カメラ等の防犯設備

(4) 死角の原因となる障害物等

(5) 避難の妨げとなる障害物等

3 児童等に対する防犯教育の充実

設置者等は、児童等が犯罪被害に遭わないための知識を習得し、かつ、様々な危険を予測できる能力を育成するため、防犯教育を計画的に実施するとともに、次のような取組に努めるものとする。

- (1) 不審者侵入時における防犯訓練の実施
- (2) 地域における危険箇所、「子ども110番の家」等の周知
- (3) 誘拐、連れ去り等に遭わないための対処方法等の指導
- (4) 「地域安全マップの作成」等、地域社会の安全について、児童等が主体的に学ぶ防犯教室等の実施

4 保護者、地域及び関係機関・団体と連携した安全対策

設置者等は、保護者、地域及び関係機関と連携し、児童等の安全を確保するため次のような方策の実施に努めるものとする。

- (1) 地域、保護者、ボランティア等への学校等の敷地内及び周辺パトロールの依頼
- (2) 児童等の登下校時等における保護者、ボランティア等の見守り活動の実施依頼
- (3) 不審者に関する注意喚起の文書等の各家庭への配布、地域での掲示など、速やかな周知体制の整備
- (4) 警察官に学校等の周辺のパトロール及び学校等への立ち寄りの依頼
- (5) 不審者発見時の警察及び学校等への通報
- (6) 「子ども110番の家」の設置の拡大に向けた関係機関への働きかけ
- (7) 休日等における安全の確保
  - ア 始業前、放課後、部活動等が行われる休日及び遠足等の活動（以下「休日等」という。）における防犯体制の整備
  - イ 休日等の緊急連絡体制の整備

5 緊急時に備えた体制整備

設置者等は、学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合に備えて危機管理マニュアルを策定するものとする。また、地域及び警察署、消防署等の関係機関や団体と連携し、次のような方策について検討し、学校等の実情に応じて必要な対策に努めるものとする。

- (1) 教職員等の危機管理意識を高めるための研修・訓練の実施
- (2) 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合の保護者への連絡方法の決定
- (3) 近隣の学校等間における情報交換体制の整備
- (4) 学校等の内外における安全確保に関しての警察署及び消防署等への協力依頼
- (5) 不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合の緊急時における教職員の連携に基づく緊急体制（室内での監視、侵入阻止、排除体制等及び警察への通報、児童等の避難誘導方法）の確立
- (6) 警察署及び消防署等との連携強化による児童等の安全確保に関する情報交換
- (7) 学校等、県、市町村その他の関係機関及び団体間における情報連絡網の整備
- (8) 警察署及び消防署等の協力による、教職員、保護者等による防犯訓練、応急手当の訓練の実施

## 通学路等における児童等の安全を確保するための指針

## 第1 通則

## 1 目的

この指針は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）第12条第2項の規定に基づき、通学路等における児童等の安全を確保するために必要な方策を示すことにより、通学路等における児童等の安全を確保することを目的とする。

## 2 基本的な考え方

## (1) 指針の対象

## ア 学校等

この指針における学校等は、次に掲げるものをいう。

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校の高等課程、各種学校及び児童福祉施設

## イ 児童等

この指針における児童等は、次に掲げるものをいう。

学校等に通園、通学している幼児、児童及び生徒

## ウ 通学路等

この指針における通学路等は、次に掲げるものをいう。

学校等の児童等が通園、通学に利用している道路及び児童等が日常に利用している公園、広場等

## (2) 指針の位置づけ

この指針は、通学路等における安全の確保に係る基準等を示すものである。

## (3) 指針の適用

この指針の適用に当たっては、法令、条例等との関係、通学路等の整備状況、住民の要望等を検討した上で対応するものとする。

## (4) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 具体的方策

## 1 通学路等における安全な環境の整備基準

通学路等の安全な環境整備の基準は、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」（「第2 道路に係る防犯指針」及び「第3 公園に係る防犯指針」）によるものとする。

## 2 地域住民との連携

地域住民、事業者、保護者及び学校等の管理者は自治体及び警察と連携し、児童等の安全を確保するため通学路等において次のような方策の実施に努めるものとする。

(1) 児童等の登下校時の見守り活動及び緊急時の保護活動その他児童等の安全確保のための活動等の協力体制の確立

(2) 児童等に対する犯罪に関する情報の警察への通報、その他児童等の安全確保に関する情報伝達及び交換のシステム並びに情報の内容に応じた対策等の整備

(3) 安全点検の実施及び危険箇所の改善に向けた取組の実施

(4) 危険箇所、特に注意を払うべき場所、緊急時に避難できる交番、駐在所、子ども110番の家等を記載した地図の作成、配布等地域を挙げた児童等に対する安全情報の周知及び注意喚起を図るための取組の実施

## 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

### 第1 通則

#### 1 目的

この指針は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）第14条第2項の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項等を示すことにより、防犯性の高い道路等の普及を目的とする。

#### 2 基本的な考え方

##### (1) 指針の対象

この指針は、県民の日常生活の場として利用される道路等を対象とする。

##### (2) 指針の位置づけ

この指針は、管理者や設置者が努力すべき道路等の防犯性の向上に係る計画、設計、改善及び整備上の配慮事項を示すものである。

##### (3) 指針の適用

この指針の適用に当たっては、関係法令等との関係、計画や設計上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除外する。

##### (4) 施策の推進

この指針に基づく施策の推進に当たっては、県と市町村、県民及び事業者との連携及び協力の下に、地域住民が不安を感じる事案や道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望等を勘案し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等から整備を図るよう努めるものとする。

##### (5) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化や技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

#### 3 防犯の基本原則

道路等で発生する犯罪を防止するため、次の3つの基本原則から防犯性の向上について検討し、道路等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

##### (1) 人の目の確保（監視性の確保）

多くの「人の目（視線）」を自然な形で確保し、犯罪企図者（注1）に「犯罪行為を行えば、第三者に目撃されるかもしれない」と感じさせることにより犯罪を抑止する。

##### (2) 犯罪企図者の接近の防止（接近の制御）

犯罪企図者の侵入経路をなくし、被害対象者（物）に接近することを妨げることにより、犯罪の機会を減少させる。

##### (3) 地域の共同意識の向上（領域性の強化）

防犯のまちづくりを行う地区に対し、その住民等が「我がまち意識」を持ち、コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動の活発化等を通して犯罪を抑止する。

### 第2 道路に係る防犯指針

道路において発生する強盗やひったくり等の犯罪を防止するため、安全な交通の確保の観点等から必要な範囲内において、犯罪企図者が被害対象者や被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど以下の事項に配慮する。

##### (1) 植栽の剪定や見通しを妨げない工作物の配置等による周囲からの見通しの確保

##### (2) 防護柵や植栽等による歩道と車道との分離

##### (3) 周辺住民が維持管理活動に参加できる機会の確保

##### (4) 夜間における概ね3ルクス以上の平均水平面照度（注2）の確保

##### (5) 地下道など犯罪発生の危険性の高い道路における、非常ベル、赤色灯、緊急通報装置等の防犯設備の設置

##### (6) 路面にこぶのようなもの（ハンプ）を設置したり、車道を部分的に狭めたりすることなどによる、身近な生活道路における通過交通車両の交通量や速度の抑制対策の実施

(7) 上記の事項を配慮した道路であることの標示

### 第3 公園に係る防犯指針

公園内で発生する犯罪や児童などへの声かけ事案等を防止するため、犯罪企図者が被害対象者や被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど以下の事項に配慮する。

- (1) 植栽の適正な配置や剪定等による周囲からの見通しの確保
- (2) 遊具等の適正な配置による周囲からの見通しの確保
- (3) 周辺住民が維持管理活動に参加できる機会の確保
- (4) 夜間における照明灯等による概ね3ルクス以上の平均水平面照度の確保
- (5) 公園内への非常ベル、赤色灯、緊急通報装置等の防犯設備の設置
- (6) 公園内に便所を設置する場合の配慮事項
  - ア 周囲からの見通しが確保された場所への設置
  - イ 建物の出入口付近や内部における、概ね50ルクス以上の平均水平面照度（注3）の確保
  - ウ 個室等への防犯ベル等の設置
- (7) 上記の事項を配慮した公園であることの標示

### 第4 自動車駐車場に係る防犯指針

駐車場において発生する自動車の盗難や車内の金品の盗難等の犯罪を防止するため、犯罪企図者が被害対象者や被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど以下の事項に配慮する。

- (1) 植栽の剪定や見通しを妨げない工作物の配置等による周囲からの見通しの確保
- (2) 駐車場の外周のフェンス、柵等による周囲との区分
- (3) 見通しが悪く、死角が多い箇所へのミラーの設置
- (4) 駐車用の供する部分における、概ね3ルクス以上の平均水平面照度の確保
- (5) 利用者への防犯に関する注意の呼びかけ
- (6) 管理人の常駐や巡回、管理者がモニターする防犯カメラその他の防犯設備の設置
- (7) 駐車場の出入口への自動ゲート管理システム等の設置や、管理人の配置による車両の出入りの管理

### 第5 自転車駐車場に係る防犯指針

駐車場において発生する自転車などの盗難等の犯罪を防止するために、犯罪企図者が被害対象者や被害対象物に近づきにくいように、周囲からの見通しを確保するなど以下の事項に配慮する。

- (1) 植栽の剪定や見通しを妨げない工作物の配置等による周囲からの見通しの確保
- (2) 駐車場の外周のフェンス、柵等による周囲との区分
- (3) 見通しが悪く、死角が多い箇所へのミラーの設置
- (4) チェーン用バーラック（注4）、サイクルラック（注5）等の設置による自転車の盗難防止対策の実施
- (5) 駐車用の供する部分における、概ね3ルクス以上の平均水平面照度の確保
- (6) 利用者への防犯に関する注意の呼びかけ
- (7) 管理人の常駐や巡回、管理者がモニターする防犯カメラその他の防犯設備の設置

(注1) 「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

(注2) 「概ね3ルクス以上の平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）」とは、人の行動を視認できる程度以上の照度をいい、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上のものをいう。

(注3) 「概ね50ルクス以上の平均水平面照度」とは、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度をいい、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上のものをいう。



- （注4） 「チェーン用バーラック」とは、自転車駐車場に固定される金属製の棒（バー）をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車等の盗難を防止することができる。
- （注5） 「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているものをいう。

## 犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針

## 第1 通則

## 1 目的

この指針は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）第16条第2項の規定に基づき、住宅の新築、改修の計画・設計における防犯上の配慮事項等を示すことにより、防犯性の高い住宅の普及を目的とする。

## 2 基本的な考え方

## (1) 指針の対象

この指針は、新築される住宅及び改修される住宅を対象とする。

## (2) 指針の位置づけ

この指針は、住宅を設計し、又は建築しようとする事業者及び共同住宅を所有又は管理する者（以下「事業者等」という。）に対し、防犯性の向上に係る計画・設計上配慮すべき事項等を一般的に示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

## (3) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 住宅の計画・設計に係る防犯指針

## 1 防犯性の向上のあり方

防犯性の向上に当たっては、建築関係法令等との関係、建築計画上の制約や経済性とのバランスに配慮しながら、建築上の対応や設備の活用等により、防犯上効果的な対策となるように計画・設計することが必要である。

また、個々の計画・設計により新築・改修された住宅及びその周辺における環境は、住民相互の防犯意識の向上や、関係機関・団体等の協力により、適切に維持管理し、防犯性の向上に努める必要がある。

## 2 配置計画

事業者等は、計画敷地の規模及び形状、周辺地域の状況等を踏まえて、見通しの確保及び防犯性の向上策を検討する。

## 3 各部位の計画・設計

事業者等は、各部位の計画・設計に当たっては、次のことに留意することが必要である。

なお、住宅所有者の自由と権利を制限することのないように配慮する。

## (1) 共用通行部分（注1）の計画・設計

ア 周囲からの見通しを確保するようにする。

イ 照明は、その場所に応じ、適切な照度を確保するようにする。

ウ エレベーターは、非常時に、かご内から外部に連絡できるようにする。

## (2) 玄関の計画・設計

ア 周囲からの見通しを確保するようにする。

イ 扉は、破壊されにくいようにする。また、こじ開けられにくいようにする。

ウ 扉の錠は、破壊されにくいようにする。また、解錠されにくいようにする。

エ 玄関付近の照明は、適切な照度を確保するようにする。

## (3) 窓の計画・設計

外部からの接近が容易な住戸の窓は、侵入されにくいようにする。

## (4) 屋外施設（注2）の計画・設計

ア 周囲からの見通しを確保するようにする。

イ 照明は、その場所に応じ、適切な照度を確保するようにする。

ウ 上方への足場とならないよう配慮する。

- （注1） 共同住宅の廊下や階段など、居住者等が共同で利用する部分
- （注2） 駐車場や駐輪場など、屋外に設置する施設

## 防犯カメラの設置と利用に関する指針

## 第1 通則

## 1 目的

この指針は、埼玉県防犯のまちづくり推進条例（平成16年埼玉県条例第36号）第19条第2項の規定に基づき、道路、公園その他の公共の場所の防犯カメラについて、設置及び利用の基準を示すことにより、防犯カメラの適切な運用を図ることを目的とする。

## 2 基本的な考え方

- (1) この指針は、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、県民等の人権を保護するために、防犯カメラの設置者に対して、その設置及び利用に関し配慮する必要がある事項を示すものである。
- (2) この指針は、社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 道路、公園その他公共の場所における防犯カメラの設置及び利用に関する基準

防犯カメラの設置及び利用に関する基準は、次のとおりとする。

## 1 定義

## (1) 防犯カメラ

この指針における防犯カメラとは、犯罪の防止を目的として設置される映像機器及びこれに附属する機器をいう。

## (2) 防犯カメラの設置者

この指針における防犯カメラの設置者とは、次に掲げるものをいう。

ア 県

イ 市町村

ウ 商店街（商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合並びに一定の地域において商店が集団形態をとり共同事業等の事業活動を行う団体）

エ 自治会、町内会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体及びその他の地域における団体）

オ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条第1項の規定により鉄道事業の経営について国土交通大臣の許可を受けた者

カ 県及び市町村から事務又は事業の委託を受けた者及び地方自治法（昭和22年法律第67号）244条の2第3項に規定する指定管理者

## (3) 設置場所

この指針における防犯カメラの設置場所とは、不特定多数の者が自由に利用することができる場所であり、次に掲げるものをいう。

ア 道路

イ 公園

ウ 広場

エ 鉄道の駅の自由通路

## 2 設置者等が配慮する必要がある事項

防犯カメラの設置者は、次の点に留意し、防犯カメラの設置、利用及び画像（防犯カメラによって収集された映像及び防犯カメラによって収集された映像で記録されたものをいう。）の取扱いを適正に行うものとする。

- (1) 防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置について、現場において明らかになるよう適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 防犯カメラの設置者は、防犯カメラの管理及び利用を適切に行うため、防犯カメラの運用責任者を置くものとする。

- (3) 防犯カメラの設置者及び防犯カメラの運用責任者（以下「設置者等」という。）は、当該防犯カメラの画像から知り得た県民等の情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとする。
- (4) 設置者等は、当該防犯カメラの画像から知り得た県民等の情報が、その他の防犯カメラの運用に従事する者により他に漏れることのないように、又は不当な目的のために使用されないように必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 設置者等は、次の場合を除くほか、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないものとする。
  - ア 県民等の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
  - イ 法令に基づく手続により照会等を受けた場合
- (6) 設置者等は、画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の安全管理のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。
  - ア 法令に基づく手続により照会等を受けた場合を除き、画像は必要な期間を超えて保存しない。
  - イ 保存期間の終了した画像は確実に消去する。
  - ウ 画像の記録された媒体は、防犯カメラの設置者等があらかじめ定めた防護された場所に保管する。
- (7) 設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置等に関する苦情に誠意をもって対応するものとする。
- (8) 防犯カメラの設置者は、当該防犯カメラの管理、運用等に関する基準を策定し、防犯カメラの設置及び利用が適正なものとなるよう努めるものとする。

なお、防犯カメラの設置者が策定する防犯カメラの管理、運用等に関する基準に記載する必要がある事項を例示すると、次のとおりである。

  - ア 防犯カメラの設置目的に関すること
  - イ 防犯カメラの設置場所、撮影範囲に関すること
  - ウ 防犯カメラの運用責任者その他の防犯カメラの運用に従事する者の指定に関すること
  - エ 画像の取扱いの制限に関すること
  - オ 画像の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の画像の安全管理の措置に係る次の事項に関すること
    - (ア) 画像の保存期間
    - (イ) 画像の廃棄方法
    - (ウ) 画像の記録された媒体の保管
  - カ 苦情処理に関すること
  - キ その他防犯カメラの設置、画像の取扱いを適正に行うために必要な事項

### 3 その他

この指針で規定されていない場所に防犯カメラを設置する場合及びこの指針で規定されていない設置者が防犯カメラを設置する場合においても、この指針の趣旨に則り、県民等の人権を侵害しないように努めるものとする。

## 埼玉県特殊詐欺撲滅条例

平成31年3月19日  
埼玉県条例第8号

## （目的）

第1条 この条例は、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害が社会問題となっている現状に鑑み、特殊詐欺の撲滅を図るため、特殊詐欺の被害の防止に関し、県の責務等を明らかにし、及び特殊詐欺の被害の防止に関する基本的事項を定めることにより、特殊詐欺の被害の防止に関する基本的事項を定めることにより、特殊詐欺の被害の防止に関する対策を総合的に推進し、もって県民の財産を守ることを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 振り込め詐欺及び振り込め詐欺以外の特殊詐欺をいう。
- (2) 振り込め詐欺 次に掲げる詐欺（刑法（明治40年法律第45号）第246条の罪をいう。以下この号及び次号において同じ。）及び電子計算機使用詐欺（同法第246条の2の罪をいう。二において同じ。）をいう。
  - イ オレオレ詐欺 親族を装うなどして電話をかけ、会社における横領金の補填金等の様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、動転した者に指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺
  - ロ 架空請求詐欺 架空の事実を口実に金品を要求する文書等を送付するなどして、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺
  - ハ 融資保証金詐欺 融資を受けるための保証金の名目で、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺
  - ニ 還付金等詐欺 市町村の職員等を装い、医療費の還付等に必要な手続を装って、現金自動預払機（第7条及び第8条第2項において「ATM」という。）を操作させて口座間送金により振り込ませる手口による電子計算機使用詐欺
- (3) 振り込め詐欺以外の特殊詐欺 有価証券等の売買、宝くじの当せん番号等の特定の情報の提供、異性との交際のあっせんその他の名目で、対面することなく不特定多数の者に虚偽の情報を提供する等して、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺等（前号に掲げる詐欺を除く。）をいう。

## （県の責務）

第3条 県は、特殊詐欺の被害の防止に関する施策を総合的に推進する責務を有する。

2 県は、特殊詐欺の被害の防止に関する施策の推進に当たっては、他の都道府県と連携を図るものとする。

## （市町村への協力）

第4条 県は、市町村が特殊詐欺の被害の防止に関する施策を策定し、及び実施するために必要な協力及び支援を行うものとする。

## （県民の役割）

第5条 県民は、県及び市町村が実施する特殊詐欺の被害の防止に関する施策に協力するよう努めるとともに、県、市町村等から発信される特殊詐欺の犯行の態様等の情報を踏まえ、キャッシュカード（預貯金の引出用のカードをいう。第7条及び第8条第2項において同じ。）、預貯金通帳等を第三者に渡さないようにする等、特殊詐欺の被害に遭わないよう適切な行動をとるよう努めるものとする。

2 県民は、事業者が特殊詐欺の被害の防止に関する注意を喚起した場合は、これを踏まえた上で、特殊詐欺の被害に遭わないよう適切な行動をとるよう努めるものとする。

## （事業者の役割）

第6条 事業者は、特殊詐欺の被害の防止に対する関心と理解を深め、県及び市町村が実施する特殊詐欺の被害の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## （金融機関の役割）

第7条 金融機関は、特殊詐欺の犯行の態様等に鑑み、県と連携協力し、特殊詐欺の被害に遭いかけているおそれがある者に対する声掛け、ATMでのキャッシュカードの利用等に係る限度額の引下げその他の特殊詐欺の被害の防止に関する取組を実施するよう努めるものとする。

## （普及啓発）

第8条 県は、特殊詐欺の被害の防止に対する県民及び事業者の関心と理解を深めることにより、被害に遭わないようにするとともに犯行に加担しないようにするため、特殊詐欺の被害の防止に関し、知識の普及及び啓発のための広報活動、教育活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、特殊詐欺の被害の防止を図る上で金融機関等の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、ATMでのキャッシュカードの利用等に係る限度額の引下げその他の金融機関等の事業者が実施する特殊詐欺の被害の防止に関する取組について広報活動その他の啓発を行うものとする。

## （県民等の自主的な活動の促進）

第9条 県は、県民、事業者及びこれらの者が組織する団体（次条第2項及び第13条において「県民等」という。）による特殊詐欺の被害の防止に関する自主的な活動を促進するため、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

## （情報の提供）

第10条 県は、市町村に対して、特殊詐欺の発生状況その他の特殊詐欺の被害の防止のために必要な情報を提供するものとする。

2 県は、県民等による特殊詐欺の被害の防止に関する自主的な活動及び県民等が適切な行動をとることを支援するため、情報を提供するものとする。

## （被害防止のための助け合いの取組）

第11条 県民は、家族及び地域住民との間で、互いに特殊詐欺の被害の防止に関する注意を喚起するよう努めるものとする。

2 県民は、家族及び地域住民が特殊詐欺の被害に遭いかけているおそれがあると認めるときは、契約の締結及び現金の支払の中止を促すこと等により、特殊詐欺の被害の防止に努めるものとする。

## （通報）

第12条 県民は、次の各号のいずれかに該当するときは、警察官又は事業者への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（1） その言動から特殊詐欺の被害に遭いかけているおそれがある者を発見したとき。

（2） 自己又は家族が特殊詐欺の疑いがある不審な電話、郵便物等を受けたとき。

2 事業者は、前項の通報を受けたとき、又は商品等の流通若しくは役務の提供に際し、特殊詐欺の被害に遭いかけているおそれがある者若しくは特殊詐欺の犯行を行っていると思われる者を発見したときは、警察官への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 警察官は、前2項の通報を受けたときは、当該通報について調査を行い、適正に処理するものとする。

（運用上の留意事項）

第13条 この条例の運用に当たっては、県民等の自由と権利を不当に制限しないよう留意しなければならない。

（財政上の措置）

第14条 県は、特殊詐欺の被害の防止に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。





埼玉県防犯のまちづくり推進計画

(令和2年度～令和6年度)

埼玉県 県民生活部 防犯・交通安全課

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL : 048-830-2945

FAX : 048-830-4757

メール : [a2950@pref.saitama.lg.jp](mailto:a2950@pref.saitama.lg.jp)